

2025-2034

令和 7年

令和 16年

大郷町総合計画



大郷町
Osato Town

はじめに



昭和29年に三カ村が合併して「大郷」が誕生してから70年が過ぎました。今日の大郷は、先人各位の強い意志と努力により、度重なる大災害など幾多の困難を乗り越えて築かれたものです。

このように歩みを重ねてきた本町ですが、今日、人口減少や少子高齢化が進み、地域活動の担い手も減少するなど、町を取り巻く情勢は大変厳しいものとなっております。このまま手を打たなければ、町の活力低下は一層加速する可能性があります。

こうした現状から脱却し、持続可能なまちづくりを進めるためには、町民の皆様と共に考え、行動し、町の未来と一緒に切り拓くことで、町が新たに生まれ変わる必要があります。この観点から、このたび「住民とともに未来を拓(ひら)くまち」を将来像として掲げた大郷町総合計画を策定し、魅力的な雇用環境づくり、若者の定住促進、少子化対策、子育て支援などの住みやすいと感じるまちづくりに向けた施策を展開していくこととしました。

若い世代の方々が集い、子どもたちが健やかに育まれ、町民一人ひとりが夢と希望を抱き、そして実現できる町となるよう、町民の皆様にもまちづくりへ主体的に関わっていただきながら、大郷町総合計画で掲げた理念の実現を目指し、誰もが生まれてよかった、住んでよかったと実感できる、誇れる故郷を作ってまいります。

私達は、皆様一人ひとりが、心が動く瞬間を体感できるよう努力してまいります。感動のそばには、人、場所、文化、様々なものとの出会いがあります。出会い・交流という心が動く瞬間、そこに新たな世界や新たな力が生まれます。出会いや交流を大切にする文化を培い、出会いや交流の先に広がる新たな未来を実現してまいります。

本計画の策定にあたり、大郷町を思う貴重なご意見やご提案をいただきました町民の皆様、慎重にご審議いただき、貴重なご提言をいただきました町議会、政策審議会の皆様、お力添えをいただきました皆様に対し、心から御礼を申し上げます。

今後、計画を着実に推進し、町が輝かしい未来へ向けて前進できるよう、町政運営に全力で取り組んでまいりますので、引き続きのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和7年3月

大郷町長 田 中 学

目 次

はじめに

第1部 基本構想

第1章 総合計画の必要性和視点

- 1. 計画の趣旨と経緯 1
- 2. 計画の背景 1
- 3. 計画の位置付け 1

第2章 総合計画の構成と期間

第3章 まちづくりに対する町民意識

第4章 大郷町の将来像

- 1. まちづくりの基本理念 5
- 2. 大郷町の将来像 6
- 3. 人口指標 6
- 4. まちづくりの基本目標 6

第5章 施策の大綱

- 1. 思いやりとあたたかい心がはぐくむ住みよい町をつくります 7
- 2. 働くことに喜びをもち活力のある豊かな町をつくります 8
- 3. 情操と創造力にみちた教育と文化の町をつくります 10
- 4. 伝統と自然を守り快適な環境と健康の町をつくります 11
- 5. すすんでいきまりを守り互いに助けあう和の町をつくります 13

第2部 基本計画

第1章 基本計画の概要

- 1. 基本計画の目的 15
- 2. 前期基本計画の期間 15
- 3. 施策の体系 16
- 4. 本計画における重点施策 20

第2章 思いやりとあたたかい心がはぐくむ住みよい町をつくります

1. 若者を中心とした定住の促進	25
2. 地域コミュニティ支援	27
3. 少子化対策・子育て支援	28
4. 社会福祉の充実	30

第3章 働くことに喜びをもち活力のある豊かな町をつくります

1. 魅力的な雇用環境の創出	32
2. 地場産業の振興	34
3. 農業の振興	35
4. 商業の振興	37
5. 工業の振興	38
6. 観光の振興	39
7. 官民連携による地域活性化の推進	41

第4章 情操と創造力にみちた教育と文化の町をつくります

1. 学校教育の充実	42
2. 生涯学習の充実	48
3. 国際交流の推進	52

第5章 伝統と自然を守り快適な環境と健康の町をつくります

1. 快適な生活環境の構築	53
2. 健康寿命の延伸	63

第6章 すすんでいきまりを守り互いに助けあう和の町をつくります

1. 交通安全対策	69
2. 防犯対策	70
3. 消防・防災対策	71
4. 消費者問題対策	72
5. 行政サービス	73
6. 財政の効率的運営	74
7. 広域行政の推進	76

第3部 総合戦略

第1章 人口ビジョン

1. 大郷町の将来展望	77
2. 大郷町における人口の推移	78
3. 目指すべき将来の戦略人口	80

第2章 総合戦略

1. 総合戦略について	82
2. 総合戦略策定に係る基本的考え方	83
3. 総合戦略の施策体系	84
4. 具体的な施策と重要業績評価指標	85
基本目標 1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする	85
基本目標 2 大郷町への新しいひとの流れをつくる	86
基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	87
基本目標 4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる	88
横断的目標 1 多様な人材の活用を推進する	89
横断的目標 2 デジタル実装による地域課題の解決	90

資料編

■ 策定組織	91
■ 策定経過	92
■ 住民意向調査結果	93
1. 住民意向調査の概要	93
2. 主な回答結果	94
■ 用語解説	98

第1部 基本構想

第1章 総合計画の必要性と視点

第2章 総合計画の構成と期間

第3章 まちづくりに対する町民意識

第4章 大郷町の将来像

第5章 施策の大綱

第1章 総合計画の必要性と視点

1. 計画の趣旨と経緯

地方自治法の第一条の二には、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本」とすることが位置付けられています。

ここでの「福祉」は狭義の福祉事業を指すのではなく、「社会の成員が等しく受けることのできる幸福」を意味します。しかし、多様な価値観を有する人々の「共通の幸福」を見つけることは困難であることから、「目指すべき町の将来像」を共有し、これを実現していくことで住民の福祉の増進を図ることとなり、その実現化に向け重要な役割を持つものが「総合計画」です。

こうした観点から、本町では「大郷町基本構想」（昭和45年度～昭和60年度）、「大郷町長期総合計画」（昭和60年度～平成7年度）、「大郷町新長期総合計画」（平成6年度～平成17年度）、「大郷町第二次新長期総合計画」（平成18年度～平成27年度）、「大郷町総合計画 2015～2024」（平成27年度～令和6年度）を策定して、行政全般にわたる施策を推進してきました。

2. 計画の背景

我が国は、高度成長期やバブル景気とバブル崩壊後の失われた30年を経て、少子高齢化による本格的な人口減少社会に突入しました。また、高度情報化[※]や経済のグローバル化、地球規模の環境問題など、社会・経済情勢は急速に大きく変化しています。

一方では、地方分権の推進や地域経済の低迷、地域間競争の激化など、地方自治体を取り巻く環境も大きく変化しており、地方自治体の財政状況が一層厳しくなる中で、安全・安心や健康への意識の高まり、町民ニーズや価値観の多様化などに対応しながら、より効率的で効果的な施策の展開が求められています。

また、宮城県においては、東日本大震災からの復興を経て「富県躍進！」を掲げる「新・宮城の将来ビジョン」（令和3年度～令和12年度）が定められています。

※高度情報化：新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの従来のマスメディアが担っていた、「多くの人々に情報を拡散させる」という一方通行の情報伝達から、インターネットやコンピュータネットワークがもたらした、双方向・大容量・即時性の情報伝達によって、いつでも、どこでも、誰でも情報を発信・アクセスすることのできる状況がもたらされることのこと。

3. 計画の位置付け

本町においては、このような社会・経済情勢の変化を的確に受け止め、宮城県・広域圏で策定する計画との調整と連携を図りながら、本町の特性や立地環境を生かして、新たな時代の要請や町民ニーズに対応する、「住民の福祉」の姿、すなわち「まちづくりの基本方向」を明らかにすることが必要となっています。

このため、「大郷町総合計画 2015～2024（平成27年度～令和6年度）」を見直し、新たな視点から町の将来像を描くため「大郷町総合計画 2025～2034（令和7年度～令和16年度）」を策定しました。

第2章 総合計画の構成と期間

大郷町総合計画は、本町の目指すべき将来像と、それを実現するための基本的施策を総合的かつ体系的に示すもので、あらゆる行政分野を網羅し、本町におけるまちづくりの計画として最も上位に位置付けられるものです。

総合計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。

「基本構想」 2025～2034(令和7年度～令和16年度)

まちづくりの基本理念を明らかにし、10年後に目指す将来像とその実現に向けた基本目標、施策の方針を示すものです。

計画期間は、令和7年度を初年度とし、令和16年度を目標年度とする10年間とします。

「基本計画」 2025～2034(令和7年度～令和16年度)

基本構想に基づき、各行政分野における現況と課題を整理し、今後取り組むべき施策を体系的に示すものです。

計画期間は、基本構想と同様に令和7年度を初年度とし、令和16年度を目標年度とする10年間としますが、前期5年間が経過した時点での社会・経済情勢の変化や本町の状況の変化、計画の進捗状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うものとしします。

「実施計画」 3年間(ローリング方式)

基本計画に基づく具体的な事業を示すもので、別途定めるものとします。

計画期間は、3年間とし、ローリング方式で毎年策定することとします。

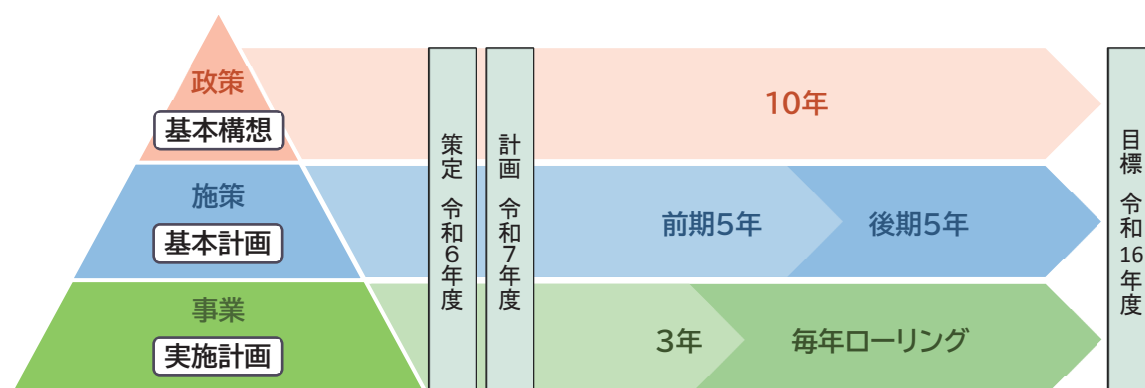


図 総合計画の構成と期間

第3章

まちづくりに対する町民意識

今後のまちづくりを展望するにあたり、幅広い町民意見を確認するため、アンケート調査を行い、今後のまちづくりの課題を抽出しました。

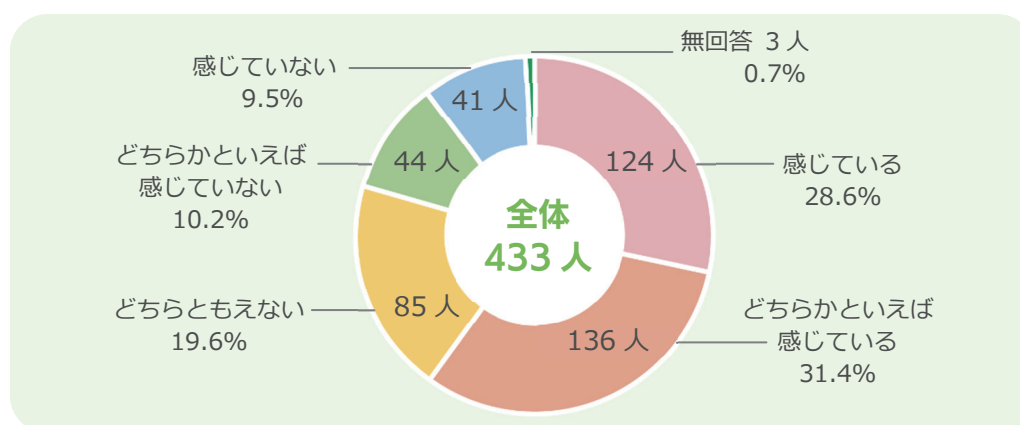
アンケート調査は、令和5年12月12日から12月29日にかけて、無記名式により実施しました。調査は18歳以上の町民1,500人を対象に調査票を郵送した後に、町のホームページ及びSNS※を通じて参加を呼びかけて、郵送回答とWEB回答を合わせて433人の回答を得ました。設問は「町に対する愛着の有無」「町の住みやすさ」「町の魅力」「生活上の不十分点」「永住意向」「現計画の施策に対する満足度と期待度」などの項目としました。主な設問と回答傾向から読み取れるまちづくりの課題は以下のとおりです。（調査の詳細については巻末「資料編」を参照）

※SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）：文字情報や画像の交換や音声通話を通じて、人の社会的な関係を維持・促進するオンラインサービス。大郷町ではLINE、YouTube、X（旧twitter）、Instagramに公式アカウントを有しており、パソコンやスマートフォンなどで利用することができる。

（1）大郷町に対する愛着の有無

全体的には回答者の60%が町への愛着を「感じている・どちらかといえば感じている」と回答しています。

全ての年代の回答者が同様の回答傾向を示しており、10歳代で62.3%、20歳代で66.7%と、若年層の回答者においても幅広く町への愛着意識が定着していることが分かります。

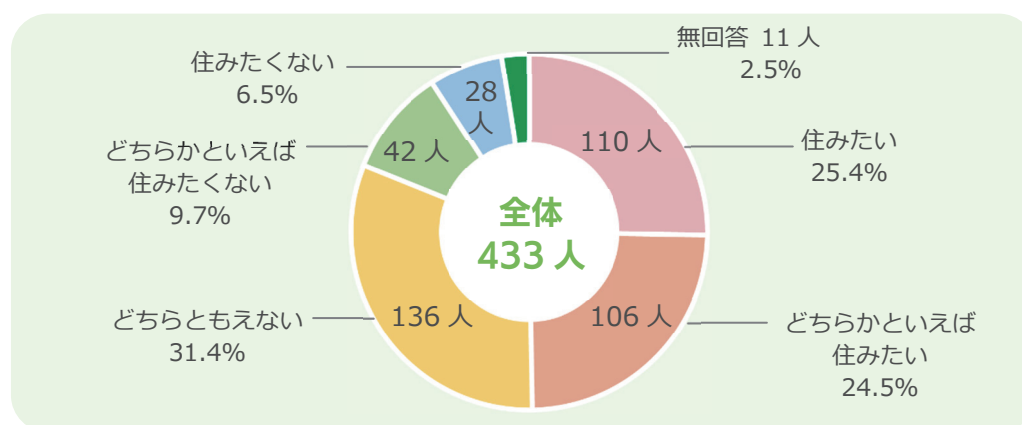


（2）居住継続意向

大郷町にこれからも住みたいか聞いたところ、全体的には、回答者の約50%が「住みたい・どちらかといえば住みたい」と回答しており、10歳代の回答者でこそ「住みたくない・どちらかといえば住みたくない」とする否定的な回答が多く見られましたが、20歳代以降は「住みたい・どちらかといえば住みたい」とする回答が多くみられるようになり、年代が上がるほど、この傾向が強くなっています。

また、10歳代の回答者においても、24.5%が「住みたい・どちらかといえば住みたい」と回答しており、「どちらとも言えない」の37.8%を含めた、過半の回答者は積極的な町外転出を望んでいるわけではありません。

前項で確認した「町への愛着」の高さもあいまって、大郷町での居住を希望する若者が住み続けられる環境づくりは、今後のまちづくりの大きなテーマであると考えられます。



(3) 現計画の施策に対する満足度と期待度

この設問は現行の総合計画に位置付けられた各施策に対して、「満足しているか?」「今後のまちづくりにおいて重要だと思うか?」の両側面から意見を聴取する設問となっています。

2つの回答を組み合わせることによって、その施策に対する現状の満足度と将来の期待度を評価することが出来ます。現状に対する満足度が低く、期待度が高ければ、その施策はより強く求められる施策であり、現状に対する満足度が高く、期待度が低ければ、その施策は既に役割を終えつつある施策と解釈することが可能です。

このことから、「現状に対する満足度」と「将来の期待度」の乖離が大きければ大きいほど、「優先度の高い施策」と評価できます。

上記の考えによって、総合計画の施策を評価した結果、優先度が最も高い施策は「公共交通の確保」であり、生活する上での不便さの解消が求められた結果と考えられます。町民の生活利便性は重要であり、町内居住を求める新住民を呼び込む上でも重要な課題と考えられます。

次いで優先度が高いのは「企業誘致の促進」「工業の振興」「医療の充実」「定住の促進」「少子化対策・子育て支援」「商業の振興」「観光の振興」などの施策となっており、町民の生活利便性を高める施策と、町が持続していくために必要な人口維持に向けた施策があげられています。

これらのことから、就業の場を確保することで、町内居住を促し、町の持続可能性を高めることが強く求められており、そのためにも町民の生活利便性を向上させる施策が必要と意識されていると考えられます。

第4章

大郷町の将来像

1. まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念は、本町がこれから進めるまちづくりの基本的な方向を示すものですが、昭和 59 年に制定された「大郷町民憲章」は町民が希求する町のあり方そのものであることから、この理念をもって本町のまちづくりの基本理念とします。

大郷町民憲章

わたくしたちは

- 一 思いやりとあたたかい心がはぐくむ住みよい町をつくります。
- 一 働くことに喜びをもち活力のある豊かな町をつくります。
- 一 情操と創造力にみちた教育と文化の町をつくります。
- 一 伝統と自然を守り快適な環境と健康の町をつくります。
- 一 すすんでいきまりを守り互いに助けあう和の町をつくります。



2. 大郷町の将来像

まちづくりの基本理念に掲げられた、住民主体の取組を尊重し、町民や行政等の各主体が協力して大郷町の未来を創っていくという思いを込めて、本町の将来像を「住民とともに未来を拓くまち」とします。

将来像： 住民とともに未来を拓くまち

3. 人口指標

本町の人口は7,813人（令和2年国勢調査）で、昭和60年の10,465人以降は減少傾向が続いています。国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に公表した将来推計人口によると、本町の人口は、令和12年に6,602人、令和22年に5,437人、令和32年には4,278人に減少することが想定されています。

しかし、本計画では魅力的な雇用環境づくり、若者の定住促進、少子化対策、子育て支援などの住みやすいまちづくりに向けた各種施策を展開することにより、目標年度となる令和16年度の本町の人口を7,000人と設定します。

4. まちづくりの基本目標

大郷町民憲章に示された5つの基本理念は、本町が目指すべき町の姿が示されていることから、この基本理念を「まちづくりの基本目標」として設定し、本町の将来像「住民とともに未来を拓くまち」を実現します。

まちづくりの基本目標

1. 思いやりとあたたかい心がはぐくむ住みよい町をつくります
2. 働くことに喜びをもち活力のある豊かな町をつくります
3. 情操と創造力にみちた教育と文化の町をつくります
4. 伝統と自然を守り快適な環境と健康の町をつくります
5. すすんでいきまりを守り互いに助けあう和の町をつくります

第5章

施策の大綱

1. 思いやりとあたたかい心がはぐくむ住みよい町をつくります

(1) 若者を中心とした定住の促進

本町が持続可能な地域であり続けるためには、若者を中心とした定住者を増やしていく必要があります。

このため、就業支援や良質な住環境の整備など、幅広い行政施策を連携させ、若者が本町で生活できる環境整備を進めます。

(2) 地域コミュニティ支援

地域の連携や町民が主体となって行う各種活動の母体であり、まちづくりへの参加を促進するための受け皿となる地域コミュニティは、インターネット等の多様な連携手段の普及と多様な価値観の普及に伴い、その存在が希薄化しつつありますが、その存在意義を再認識するとともに、効率的な運営と持続的な活動を支援して男女共同参画型の住民参加を促進します。

(3) 少子化対策・子育て支援

平成2年の国勢調査における低い出生率から、国が「少子化問題」を政策課題として捉えて、以来30年以上の時間が経過しましたが少子化の進行には歯止めがかかっていません。

本町では国や宮城県の推し進める少子化対策と連携して、若者が地域で生活できる環境整備に努めます。また、結婚を希望する未婚者を応援する取組を進めるとともに、安心して妊娠・出産ができる環境整備、保育サービスの充実による仕事と子育ての両立支援、子育ての不安を解消するための相談体制の充実など、全ての子育て家庭を支える取組を進めます。

(4) 社会福祉の充実

本町に住む全ての人々が、住み慣れた地域社会に参画して、豊かな日常生活をおくられるように、生活環境の整備や支援体制の充実を図ります。



2. 働くことに喜びをもち活力のある豊かな町をつくります

(1) 魅力的な雇用環境の創出

本町の人口動態をみると、進学・就職を契機とした若年層の町外への転出が多く見られるため、本町が持続可能な地域社会を形成する観点からは、若者が就職を志望した際に、検討の対象と成り得る魅力的な雇用環境の創出が喫緊の課題となっています。

このため、本町の地域特性に合致した産業や優良企業の誘致に努めるとともに、地域に根差した農業・商業・工業においても、魅力的な雇用環境となるように産業構造の変革・強化を促進します。

(2) 地場産業の振興

地元の特産品の普及を図る観点から、地場産品をPRして「大郷ブランド」を町内外に定着させます。

開発センターを拠点とした新商品開発や、観光と連携した新たな販売・流通の確保、安定供給を可能とする生産体制及び事業体としての自立経営の確立を進めます。

(3) 農業の振興

農業従事者の高齢化などにより、本町の農業経営体数は減少の一途をたどっており、このまま進行すると遊休農地※が増大するなど、本町の農業自体の存続が危ぶまれる状況でもあります。

農地の集約化を図るとともに、農業法人の設立・経営支援やスマート農業の推進、異業種と連携した新しい農業の形のあり方の模索など、若者にとって魅力的な就業先と成り得る農業への変革を促進します。

※遊休農地：「かつて農地だったが現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性も低い土地」や「農地ではあるけれど周辺の農地と比較した時に利用の程度が著しく低い土地」のこと。

(4) 商業の振興

商業振興は、身近な買い物の利便性を高めるとともに、雇用環境を提供する観点からも重要な施策ですが、本町では事業者数、商品販売額、従業者数などがいずれも減少傾向を見せています。

近隣自治体の商業施設の充実やインターネットショッピングなどの新しい流通・購買形態が町民生活に定着してきたことも一因とは考えられますが、これらの新しい形態に対応しつつも、町民生活を支える観点から事業者・商工会との協働により、既存の商業基盤の強化と新たな商業施設の誘致を図ります。

(5) 工業の振興

工業振興は、雇用環境を提供して定住人口を確保する観点から重要な施策であり、宮城県や関係機関などとの連携を強化して、各種支援制度等の情報を積極的に提供するなど、立地企業の支援・育成と工業用地の確保に努めます。

(6) 観光の振興

観光は、歴史・文化・スポーツ・自然・産業などの魅力がそれぞれ連携して発揮される地域の総合力であり、人を呼び込み、経済効果を生む産業です。

このため、町民・企業・地域コミュニティなどの各主体が協働して地域の魅力を分かりやすく発信することによって、本町への誘客を図るとともに、滞在時間を延ばして消費活動を行う環境の整備を促進します。

(7) 官民連携による地域活性化の推進

民間企業の資本とノウハウを活用しながら、地域振興交流拠点の整備を図ることによって、交流人口の増大を図るとともに、町内産業に対する需要を喚起し、さらにはスマート農業の普及・促進を行い、持続的な地域づくりによって町の活性化を図り、定住者を増大することを視野に、官民連携による地域活性化を推進します。

3. 情操と創造力にみちた教育と文化の町をつくります

(1) 学校教育の充実

認定こども園との連携及び小・中一貫教育の推進を通じて、教育環境や教育内容の充実を図り、大郷町の未来を担う町民の育成を図ります。

児童生徒の将来の可能性を広げる観点から、学校や家庭及び地域社会が連携して学習意欲の向上を図るとともに、基礎・基本を重視した確かな学力を身につけ、心身ともに健康で人間性豊かな児童生徒の育成に努めます。



大郷小学校

(2) 生涯学習の充実

地域に継承された文化に対する興味関心の喚起と、参加した町民が等しく生きがいにつながるような文化活動への支援に努めます。

多様化する価値観やインターネット等によって世界中の人との交流が可能な現在において、町民が生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習のまちを築くために、町民ニーズに対応した、多彩な学習メニューの充実を図るなど総合的な基盤づくりを推進します。

スポーツを楽しみながら健康増進が図られるように、スポーツを通じた生きがいづくりや地域コミュニティの育成を支援します。

(3) 国際交流の推進

国際化する社会に対応して、町内在住の外国人との交流を契機に、国際交流の今日的意義に対する理解を深めるとともに、学校や地域の活動などを通じて、教育・生活・文化・スポーツ・経済活動などの様々な分野での国際交流を推進します。

4. 伝統と自然を守り快適な環境と健康の町をつくります

(1) 快適な生活環境の構築

開発と豊かな自然環境の保全との調和を図りながら、地域特性を踏まえた持続性と秩序のある町土の形成を目指します。

周辺の環境と調和した市街地の形成を図るため、民間活力等を導入しながら、整備・開発・誘導に努めます。

通学路を中心に歩車道分離を図り、安全な歩行環境の整備に努めます。

また、道の駅を地域の交通の中核に位置付け、公共交通機関との連携などにより、地域交通のハブとしての機能強化を図ります。

さらに、町民の利便性と福祉の向上を図るため、住民バスを主体とした地域交通体系の充実に加えて、ライドシェア※制度やデマンド型交通※なども活用することによって、継続的かつ総合的な公共交通体系の確立を目指します。

水道事業の健全経営に努め、今後発生する老朽管対策や上水道施設の改修・更新に備えます。

地域特性に合致した下水の処理方法を検討し、下水道整備計画を推進して、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の実現に努めます。

町民のレジャー・レクリエーションなどの公園需要に対応するため、公園の安全利用環境の創出と景観保持を図るとともに、維持管理の徹底に努めます。

町民の生命及び財産を守るため、防災行政無線やインターネットなどを用いた行政情報の提供体制向上に努めます。

また、町民の利便性向上のため、DX※に対応した行政サービスの提供を図ります。

快適な生活環境と美しい自然景観を守るため、町民・事業者・塩釜保健所などの関係機関と協働して、公害の未然防止策を実施し、自然環境の保全を推進します。

廃棄物の広域処理体制を拡充しながら、町民・事業者・黒川地域行政事務組合などの関係機関と連携を図り、資源循環型社会の形成に向けた施策を展開します。

※ライドシェア：一般ドライバーが自家用車で乗客を有償で運ぶサービス。

※デマンド型交通：予約型の運行形態の輸送サービスで、予約する利用者に応じて運行する時刻や経路が変わる交通方式のこと。

※DX(デジタル・トランスフォーメーション)：情報通信技術を活用して、人々の生活をより良い方向に変化させること。自治体におけるDXは、行政手続のデジタル化や行政内部のデータ連携などを通じて、住民の利便性向上と業務効率化を図ること。

(2) 健康寿命の延伸

町民が生きがいや豊かさを実感でき、心身ともに健やかに安心して暮らすことができるよう、①生活習慣病の発症予防と重症化予防、②健康を支え、守るための社会環境の整備、③ライフコースアプローチ※を踏まえた生涯にわたる健康づくりを重点項目として保健事業を推進します。

また、いつでも安心して医療が受けられるように、医療機関及び医療関係団体との連携強化を図り、地域医療体制の維持に努めます。

さらに、疾病予防による健康寿命の延伸につながる保健事業の実施と、医療費適正化対策による医療費抑制を推進し、国民健康保険財政の適正で効率的な運用を図ります。

介護が必要な状態になることを防ぎ、可能な限り健康を保ちながら自立した生活を送ることができるよう、高齢者一人ひとりの心身の状態に応じた介護予防事業を推進します。



※ライフコースアプローチ：成人の疾病の原因を胎児期や幼少期から、人生をどのような環境で過ごし、どのような軌跡をたどってきたのかという要因で説明しようとする考え方。



いきいき百歳体操



介護予防事業

5. すすんでしまりを守り互いに助けあう和の町をつくります

(1) 交通安全対策

交通安全に対する意識啓発を図るとともに、交通安全施設・設備の整備・更新を推進します。

(2) 防犯対策

警察署・防犯協会などの防犯関係団体との連携による地域防犯活動を推進するとともに、町民の安全確保と犯罪の未然防止を図るため、防犯施設の整備・拡充を推進します。

(3) 消防・防災対策

大郷町地域防災計画に基づき、総合的な消防・防災対策を図り、防災意識の向上に努めます。

(4) 消費者問題対策

消費生活相談体制を整え、消費者問題に関連する専門知識を活用し、消費者トラブルの解決と被害の防止に努めます。

(5) 行政サービス

社会情勢や町民ニーズの変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう、限られた人的資源を適正に配置・運用します。また、職員の研修会等への参加を促し、職員一人ひとりの資質の向上を図り、より一層の行政サービスの充実に努めます。

また、庁内の申請・承認手続きの円滑化や、広報・広聴の充実により町民の利便性向上を図る観点から、行政業務のDX対応を推進します。

公共施設については、将来にわたって維持していく観点から、保有量の適正化を図るとともに、民間に委ねられる施設・サービスを民間に委託するなどの、効率的な行政サービスの実現に努めます。

(6) 財政の効率的運営

自主自立したまちづくりの推進に向けて、新たな自主財源の確保に努めるとともに、行政コストの削減、民間活力の導入などにより、財政の健全化と効率的運営に努めます。

(7) 広域行政の推進

多様化する行政ニーズに的確に対応して、効率的で効果的な行政運営を推進するために、従来の枠組みに捉われない広域的な連携をより一層推進します。

第2部 基本計画

第1章 基本計画の概要

第2章 思いやりとあたたかい心がはぐくむ住みよい町をつくります

第3章 働くことに喜びをもち活力のある豊かな町をつくります

第4章 情操と創造力にみちた教育と文化の町をつくります

第5章 伝統と自然を守り快適な環境と健康の町をつくります

第6章 すすんできまりを守り互いに助けあう和の町をつくります

第1章 基本計画の概要

1. 基本計画の目的

基本計画は基本構想と一対を成して総合計画を構成するものであり、基本構想に位置付けられた施策の大綱を推進する観点から、町が推進する具体的な施策を位置付けるものです。

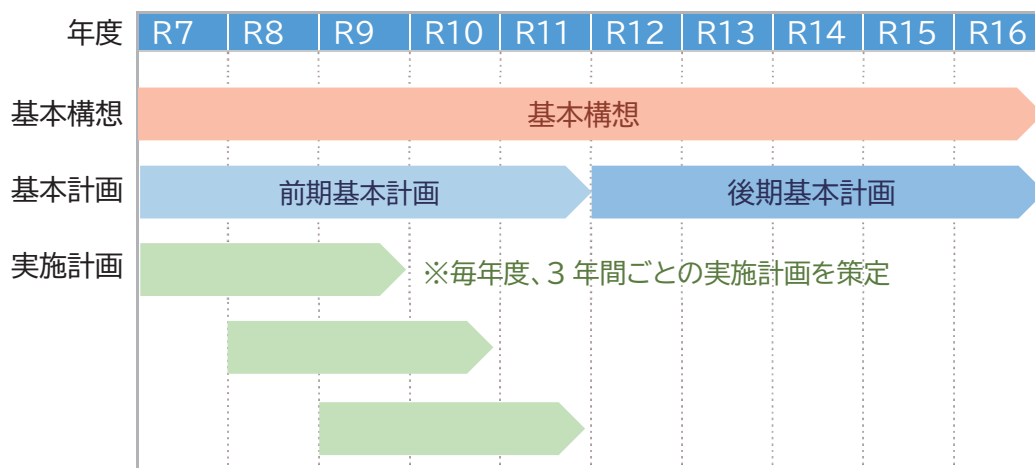
ここで位置付けられた施策は「住民の福祉」を実現する上で全てが重要な施策といえますが、本町が直面している「人口減少」「少子高齢化」などの重要な課題に対応する施策を重点施策とし、より強力に推進していくものとしています。

2. 前期基本計画の期間

基本計画は、社会・経済情勢の変化や本町の状況の変化などに迅速に対応していく観点から、基本構想の計画期間である10年間で前期・後期に2分して、それぞれ5年間の計画期間とします。

前期基本計画の計画期間は、令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする5年間とします。

後期基本計画の計画期間は、令和12年度から、令和16年度を目標年度とする5年間とします。



3. 施策の体系

本町の将来像の実現に向けて、まちづくりの基本目標に基づいて、23の施策を設定し、総合戦略では5つの基本目標と18の施策を位置付けました。

まちづくりの基本理念「大郷町民憲章」

大郷町の将来像

「住民とともに未来を拓くまち」

まちづくりの基本目標

施策

思いやりとあたたかい心がはぐくむ住みよい町をつくります

- ・ 若者を中心とした定住の促進
- ・ 地域コミュニティ支援
- ・ 少子化対策・子育て支援
- ・ 社会福祉の充実

働くことに喜びをもち活力のある豊かな町をつくります

- ・ 魅力的な雇用環境の創出
- ・ 地場産業の振興
- ・ 農業の振興
- ・ 商業の振興
- ・ 工業の振興
- ・ 観光の振興
- ・ 官民連携による地域活性化の推進

情操と創造力にみちた教育と文化の町をつくります

- ・ 学校教育の充実
- ・ 生涯学習の充実
- ・ 国際交流の推進

伝統と自然を守り快適な環境と健康の町をつくります

- ・ 快適な生活環境の構築
- ・ 健康寿命の延伸

すすんでいきまりを守り互いに助けあう和の町をつくります

- ・ 交通安全対策
- ・ 防犯対策
- ・ 消防・防災対策
- ・ 消費者問題対策
- ・ 行政サービス
- ・ 財政の効率的運営
- ・ 広域行政の推進

総合戦略

基本目標 1

稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

魅力的な雇用環境の創出

商業の振興

地場産業の振興

工業の振興

農業の振興

基本目標 2

大郷町への新しいひとの流れをつくる

若者を中心とした定住の促進

官民連携による地域活性化の推進

観光の振興

基本目標 3

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

少子化対策・子育て支援

基本目標 4

ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

行政サービス

防犯対策

交通安全対策

消防・防災対策

横断的目標 1

多様な人材の活用を推進する

地域コミュニティ支援

生涯学習の充実

横断的目標 2

デジタル実装による地域課題の解決

若者を中心とした定住の促進

行政サービス

快適な生活環境の構築

■ 総合計画と総合戦略の施策の関係

	総合計画	
	思いやりとあたたかい心がはぐくむ住みよい町をつくりま	働くことに喜びをもち活力ある豊かな町をつくりま
総合戦略		
基本目標 1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする		魅力的な雇用環境の創出
		地場産業の振興
		農業の振興
		商業の振興
		工業の振興
基本目標 2 大郷町への新しいひとの流れをつくる	若者を中心とした定住の促進	観光の振興
		官民連携による地域活性化の推進
基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	少子化対策・子育て支援	
基本目標 4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる		
横断的目標 1 多様な人材の活用を推進する	地域コミュニティ支援	
横断的目標 2 デジタル実装による地域課題の解決	若者を中心とした定住の促進	
	社会福祉の充実	

施策

基本構想と総合戦略を実現するために注力する施策

重点施策

施策のなかでも特に注力すべき重点施策（破線は再掲）

情操と創造力にみちた教育 と文化の町をつくります	伝統と自然を守り快適な環 境と健康の町をつくります	すすんできまりを守り互い に助けあう和の町をつくり ます
		行政サービス 交通安全対策 防犯対策 消防・防災対策
生涯学習の充実		
	快適な生活環境の構築	行政サービス
学校教育の充実 国際交流の推進	健康寿命の延伸	消費者問題対策 財政の効率的運営 広域行政の推進

4. 本計画における重点施策

総合計画に位置付けられた施策は、地方公共団体が住民福祉を実現する観点から、全て必要な施策であるため、その全てを推進する必要があります。

しかし、本町の抱える課題である、人口減少、なかでも若年層の町外流出に歯止めを掛けるとともに、農業を始めとした地域産業を活力あるものに再構築して、持続性を回復・発揮していくことが、現在の本町の最重要課題であるという認識から、以下の施策を「重点施策」として位置付け、基本計画期間において、特に注力を図ることとします。

若者を中心とした定住の促進

本町ではふるさとに愛着のある若者も進学や就職、結婚等のライフイベントを機に町外へ転出してしまいう傾向にあることから、交通便利性の向上や魅力的な雇用環境の創出等によって、本町での生活を選択できる環境を形成していきます。

こうした環境形成は、本町で育った若者を地域に根付かせるとともに、町外からのU・I・Jターン※を促進していく観点からも有効に機能すると考えられます。

また、民間事業者による住宅供給を促すことにより、若者の住宅取得を支援することも重要なテーマと考えられます。

これらの職・住の総合的な取組により、「町内で生活できる環境づくり」を進めて、若者の定住を促すものとします。



※U・J・Iターン：大都市圏から地方へ移住し就職することを「Uターン」「Jターン」「Iターン」という。地元に戻ることが「Uターン」、地元近郊の地方へ行くことが「Jターン」、縁のない地方へ行くことが「Iターン」という。

■ 主な取り組み

- 公共施策と連携した公共交通の確保を進めます。
- 自然とふるさとに愛着を持てるように、学校教育機関等と連携して、様々な取組を実施します。
- 企業誘致に加えて、既存の農業・商業・工業への就業を促進して、町内における雇用環境を増大させます。
- 民間の住宅開発などを誘致して、若者が取得しやすい住宅の供給を促進します。
- 若者の町内居住の継続や町外からの転入などに関する各種相談・支援制度を充実します。
- テレワーク等の新しい働き方を実現する環境整備を通じて、転職することなく自然豊かな本町での生活を可能とする環境が整いつつあることから、積極的な環境整備に合わせ移住促進を図ります。
- 地域おこし協力隊※等の受け入れにより、地域課題に対応するとともに、地域情報の発信を充実させることによって、定住者の拡大を図ります。

※地域おこし協力隊：総務省が所管する取組の1つで、人口減少や少子高齢化などの課題を抱える地方自治体が都市部などから人材を受け入れる制度のこと。

魅力的な雇用環境の創出

雇用の創出は若者の定住促進、税収の増加、地域の活性化など、まちづくりや地域経済に大きなプラス要因となります。特に人口減少問題が重要課題となっている昨今、雇用の場の確保は必要不可欠な施策で、本町の地域特性に合致した産業や優良企業を戦略的に誘致していく必要があります。

このため、官民連携による地域活性化の取組等を進めることによって生み出される交流人口を対象としたビジネスチャンスを生かして、町内における雇用の拡大につなげるほか、地域に根差した農業・商業・工業においても、若者が就職を志望した際に魅力的な選択肢となるように、産業構造の変革・強化を促進します。

■ 主な取り組み

- 企業誘致が可能となるような土地の確保を図る観点から調査を進めるとともに、産業用地の造成についても検討を行います。
- 隣接自治体の自動車関連産業及び高度電子機械産業※の拠点の関連企業の誘致を進めます。
- 農業・商業・工業などの既存産業における雇用を促進して、地域における魅力的な雇用環境の増大を図ります。
- 官民連携による地域活性化の取組等を進めることによって生み出される交流人口を対象としたビジネスチャンスを生かして、町内における雇用の拡大を促します。
- 多様な働き方に対応したサテライトオフィス・コワーキングスペースの利活用により町内での新たな雇用環境の提供を図ります。
- 既存企業への支援を含めた新たな就業支援策を模索します。



※高度電子機械産業：半導体製造装置、半導体デバイス、医療機器、太陽光発電、ロボット、宇宙航空機、平面型ディスプレイ製造装置、有機EL等の比較的に高度な技術領域にある電子機械に関わる産業のこと。

農業の振興

農業者の高齢化や法人の設立を契機として、農地の集約化を図り大規模営農を可能とする環境が整いつつあることから、若者の就業先として選択される農業を模索します。

生産面においては、農業生産法人の設立などにより、組織的な営農体制を構築することによって、効率的な営農や販路拡大を図る一方で、高度な農業技術を注いだ、少量生産で付加価値の高い作物の栽培など、多様な農業展開を図るものとします。

また、人的資源の有効活用によって商品開発や販路開拓など、従来の農業では手が届きにくかった領域にまで踏み込んだ農業の実現を促して、「稼げる農業」「魅力的な就業先と成り得る農業」の実現を図ります。

■ 主な取り組み

- 農業生産法人の設立・経営支援や農地の利活用と担い手斡旋などを通じて、地域農業の担い手の育成を図ります。
- 農地の集約化を支援するとともに、環境保全・循環型農業を推進します。
- 農地の集約化に伴い、営農効率の向上及び低コスト化を図るため、ほ場の条件整備などを推進します。
- 労働力不足の解消や低コスト化を図る観点から、ドローンの活用や先進技術導入によるスマート農業を推進するとともに、スマート農業を実践する企業の誘致を図ります。
- 流通・販売にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで農業を活性化させます。
- 農業所得確保のため、営農体制の効率化に加えて、高収益作物の産地化や流通体制の見直しなどを進めます。
- 食の安全・安心のシステムを構築し、情報提供を行います。
- 市民農園や収穫イベントなどを通じて、農業への理解や「土」に触れる体験と生きがいづくりの場を提供します。
- 有機農業の育成・普及を促進し、地域農業の存続を図ります。
- 官民連携による地域活性化の取組等の推進によって、農作物の販売路拡大や農業従事者の確保・定住促進等を図ります。



学校教育の充実

将来の大郷町を担う人材を育成する観点から、本町の認定こども園・小学校・中学校が各々1施設という特性を生かして、子どもの成長を一貫して見守る体制づくりを進めて、教育環境や教育内容の充実を図ります。

児童生徒の将来の可能性を広げる観点から、学校や家庭、地域社会が連携して、学習意欲の向上を図るとともに、基礎・基本を重視した確かな学力を身につけ、健康で人間性豊かな心を持つ児童生徒の育成に努めます。

■ 主な取り組み

- 認定こども園との連携により、プレ・ゴールデンエイジ※に適合する、より質の高い幼児期の教育の充実を図ります。
- 学びの連続性を踏まえた「学ぶ土台づくり」を推進します。また、小・中学校や家庭・地域社会と連携した幼児教育を推進します。
- 認定こども園から小学校・中学校までの一貫した教育を行うことから、校種間の円滑な接続を図り、子どもたち一人ひとりの特性を踏まえて、個に応じた継続的な指導を推進します。

※プレ・ゴールデンエイジ：3歳から8歳頃までの、神経系統が著しく発達し、体内に様々な神経回路が張り巡らされていく時期。

- 不登校児童生徒を生まない「魅力ある学校づくり」に取り組むとともに、不登校状態の児童生徒に対しては保護者や関係機関との連携を密にして、子どもの心のケアハウス「とらいあんぐる」を中心に社会的自立に向けた支援に努めます。
- 通学距離の伸長に伴い導入されたスクールバスを適切に運用する観点から、路線の見直しや運行環境の整備を行います。
- 仙台市や近隣自治体の高等学校や大学などに通学する本町在住の学生を支援するために、住民バスに加えてライドシェアやデマンド型交通なども活用した地域交通の充実を図ります。
- 高度情報化社会に対応できるように、GIGAスクール構想※を実現するとともに、ICT（情報コミュニケーション技術）を活用した学習活動を展開して、発達段階に応じた情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育※を推進します。



※GIGAスクール構想：児童・生徒1人1台の情報端末を小中学校に配備し、教育ICT環境を整備する取組。

※情報モラル教育：学習指導要領で定められた「情報モラル＝情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」について、各教科の指導の中で身につけさせること。

快適な生活環境の構築

計画的な土地利用の誘導や都市基盤の整備、都市環境の保全・形成に取り組み、市民の生活の利便性・快適性を高めます。

なかでも、公共交通の確保は住民意向調査において最も優先度の高い施策とされていることから、幅広い観点からの対応を検討して課題解決を図ります。

■ 主な取り組み

- 「道の駅おおさと」周辺については、大郷町の中心となる賑わいの拠点として活用します。
- 遊休町有地※については、自然環境に配慮した民間活力等による計画的な開発・利用を誘導します。
- 利用者ニーズに対応した、より効果的・効率的な公共交通体系を確立するために、デマンド型交通の導入など計画的かつ総合的な公共交通のあり方を検討します。

※遊休町有地：町が所有する土地の中で、何にも利用されずに放置されている土地のこと。

行政サービス

地方分権の進展により、事務事業が国から地方へ移管され、自己決定・自己責任による行財政運営が求められる中で、社会情勢の変化などに伴い町民ニーズも多様化しており、行政サービスの高度化やスピード感のある対応が求められています。このため、町民に身近な行政サービスを担う職員としての心構えや、効率的で効果的な行政運営を行うための経営感覚を身につけて、時代の変化に対応できる人材の育成や事務事業の統廃合など計画的な組織運営を図ります。

公共施設については、現有施設の維持管理の困難が想定されることから、施設の複合化・集約化を推進して、施設量の縮減を図るなど、持続可能な公共施設・公共サービスを実現します。特に役場庁舎については、まちづくりや防災上の重要な拠点となることから、町の将来を見据えて、町民の利便性やユニバーサルデザイン※など、十分な役割と機能が発揮できる庁舎の整備を目指します。

※ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のことであり、またそれを実現するためのプロセス（過程）。

■ 主な取り組み

- 時代の変化に対応する人材の確保・育成を積極的に推進します。
- 専門性の高い研修に積極的に職員を派遣して、実務能力の向上を図ります。
- 引き続き事務事業の整理合理化を図るとともに、既存システム改修や新たなシステム導入も検討します。
- 行政サービスのDX推進に対応するための環境整備に努めるとともに、デジタル人材の確保・育成やマイナンバーカードの普及促進・利用推進を図ります。
- 公共施設に関する個別施設計画※を策定して、施設の適正な管理に努めます。
- 効率的で機能性の高い全ての人にやさしい庁舎の整備を目指します。
- 公共施設用地の確保に努めます。



※個別施設計画：公共施設等総合管理計画に基づいて、施設類型毎のマネジメント方針を定めた計画。

第2章

思いやりとあたたかい心がはぐくむ
住みよい町をつくります

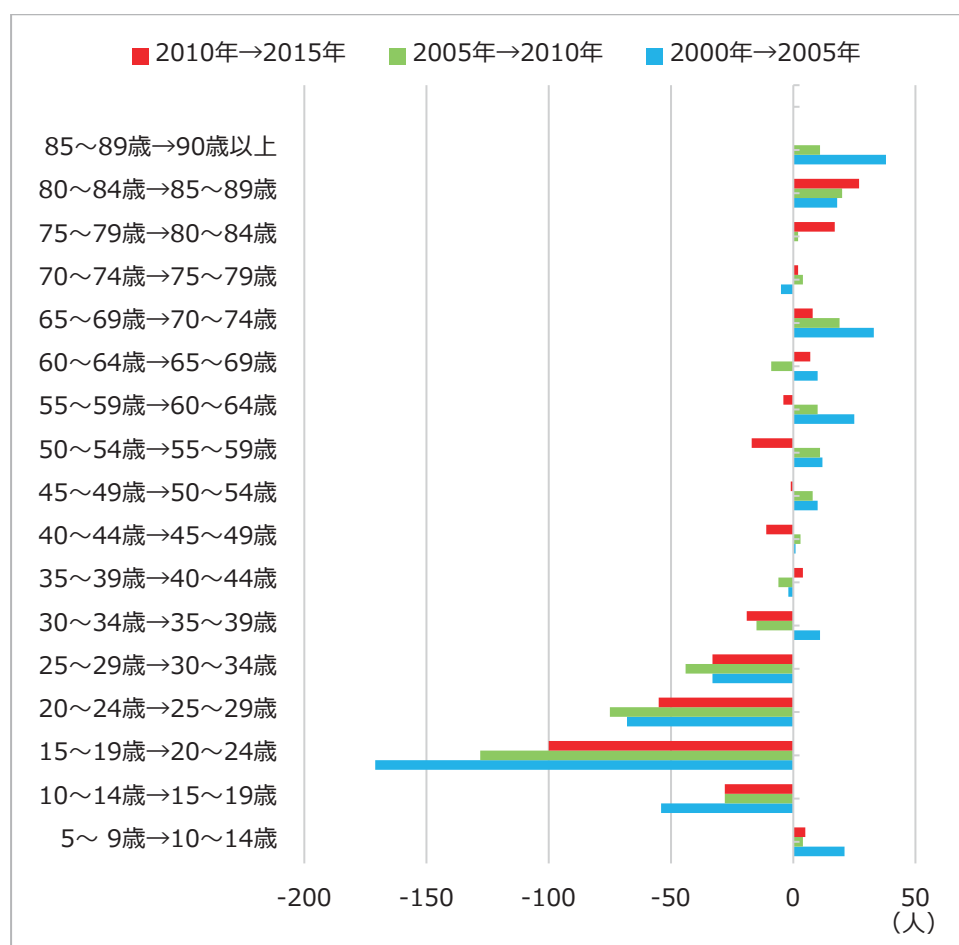
1. 若者を中心とした定住の促進

■ 町の現況

全国的な少子化の影響に合わせて、5歳階級別人口増減状況からも分かるように、進学・就職などを契機とした年代の町外への転出が多いこともあって、本町の人口は減少傾向にあります。

住民意向調査の結果においても、「大郷町に住み続けたいと思うか？」という設問に対して、10歳代の回答者の33.4%は「どちらかといえば住みたくない」「住みたくない」等の回答を寄せています。

一方で、回答者の24.5%は「住みたい」「どちらかといえば住みたい」と回答しています。



【出典】 国勢調査（総務省）における年齢別人口をもとに作成

図 5歳階級別人口増減状況

■ 課題認識

本町ではふるさとに愛着のある若者も就職や結婚等のライフイベントを機に町外へ転出してしまう傾向にあります。特に高等教育機関を有さない本町では進学を契機とした町外転出が顕著であり、交通便利性の向上等により町外の進学先にも自宅から通学できる環境を用意することは重要と考えられます。

また、魅力的な雇用環境を町内に用意することにより、就職を契機としたU・I・Jターンを促進していく取組も必要になります。

さらに、民間事業者による住宅供給を促すことにより、若者の住宅取得を支援することもあります。

これらの職・住の総合的な取組により、「町内で生活できる環境づくり」を進めて、若者の定住を促すことが重要です。

■ 主な取り組み

- 公共施策と連携した公共交通の確保を進めます。
- 自然とふるさとに愛着を持てるように、学校教育機関等と連携して、様々な取組を実施します。
- 企業誘致に加えて、既存の農業・商業・工業への就業を促進して、町内における雇用環境を増大させます。
- 民間の住宅開発などを誘致して、若者が取得しやすい住宅の供給を促進します。
- 若者の町内居住の継続や町外からの転入などに関する各種相談・支援制度を充実します。
- テレワーク等の新しい働き方を実現する環境整備を通じて、転職することなく自然豊かな本町での生活を可能とする環境が整いつつあることから、積極的な環境整備に合わせて移住促進を図ります。
- 地域おこし協力隊等の受け入れにより、地域課題に対応するとともに、地域情報の発信を充実させることによって、定住者の拡大を図ります。



■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
若年層の社会減の縮小 [※]	76.0% (H27→R2)	106% (R7→R12)

※5歳階級別人口「15～19歳」が5年後「20～24歳」になった時の人口の変化状況

2. 地域コミュニティ支援

■ 町の現況

地方分権の進展や町民ニーズの多様化により、町民と町が一体となった協働のまちづくりが求められている一方で、都市化や核家族化などの進展により、人間関係の希薄化や地域活動への関心の低下が懸念されています。

本町には 22 の行政区があり、それぞれの行政区の主催による行事で地域内の交流が図られるとともに、各種団体やサークル等の活動を通じて、子どもから大人までの町民の親睦、融和が図られています。

これらの地域コミュニティは地域の防災活動や環境維持等の受け皿にもなっており、今後、その役割は益々重要になると考えられます。

■ 課題認識

町民の生活様式の変化や、インターネットを活用した趣味的活動のボーダレス化などの影響から、地域コミュニティの活動に対して負担感のみを感じる町民の増加が推察されることから、町民一人ひとりが地域コミュニティの意義についての理解を深めることができるようにする必要があります。

また、地域コミュニティ活動は、活動の内容・趣旨・意義について理解を得られるようにしていく必要もあります。

人口減少や高齢化によって、地域コミュニティ活動の維持が困難となっていく一方で、高齢単身世帯の増加などに対応して、その役割はますます重要となることが想定されるため、行政区の統廃合などにより活動規模の見直しを検討する必要があります。

■ 主な取り組み

- 地域コミュニティ活動の役割と意義について啓発活動を行います。
- 地域コミュニティ活動に対する相談・支援体制を充実させて活動を支援します。
- 町民のニーズに応じた学習機会や学習情報を発信し、協働のまちづくりを推進します。
- 地域コミュニティ活動の拠点となる施設の維持・管理に努めます。
- 町民が気軽に声を掛け合う関係を醸成して、高齢単身世帯などの生活を支援します。
- 持続可能な行政区のあり方に関する検討を進めます。
- 地域コミュニティ活動に対する助成などに関する情報を提供します。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
地域コミュニティ組織※に加入している地区数	18 地区（令和 5 年度）	22 地区
行政区の長における女性の人数	0 人（令和 5 年度）	2 人

※令和 5 年度末時点で大谷東部、粕川、大松沢の 3 つのコミュニティ組織があり、合計 18 の行政区がいずれかに所属しています。域内での共同活動を企画・運営しています。

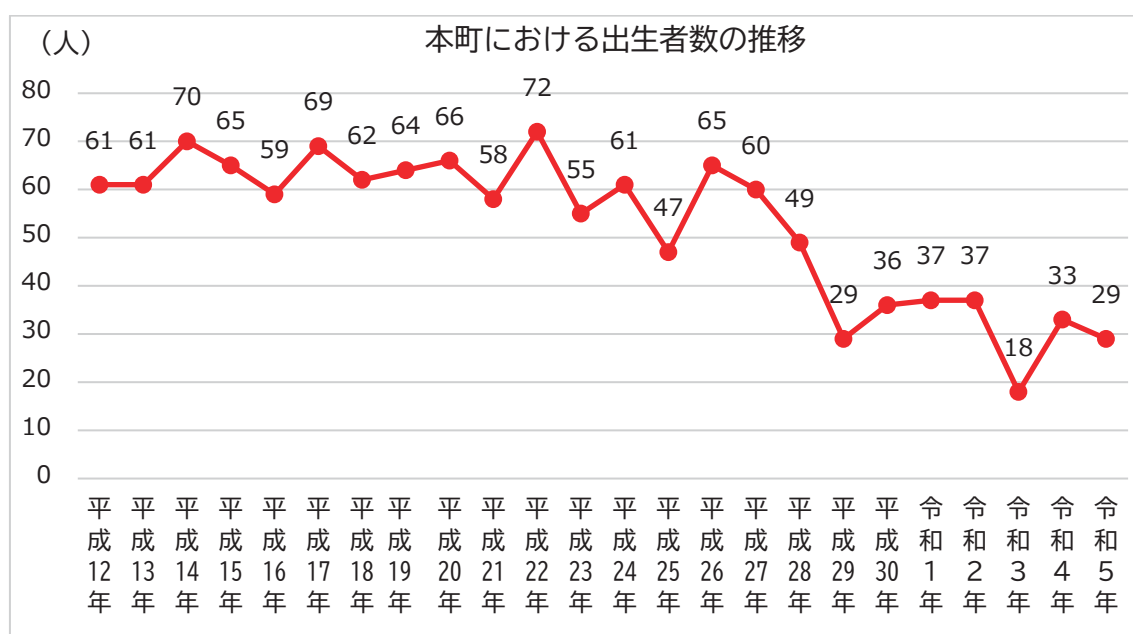
3. 少子化対策・子育て支援

■ 町の現況

我が国では、平成2年の国勢調査の出生率が過去最低だったことを踏まえ、「少子化問題」を重要課題として掲げ、以後30年以上にわたって様々な施策を展開しましたが、少子化の進行に歯止めはかかっていません。

本町においても出生数が急激に減少していることから、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定した「大郷町子ども・子育て支援事業計画」により、各種施策の推進に取り組んできましたが、少子化傾向は依然として続いています。

少子化は、社会・経済環境の変化に伴う若者の不安定な生活基盤、結婚に関する負担感などによる未婚化が大きな要因であるといわれています。



【出典】 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

図 出生者数の推移

■ 課題認識

少子化対策・子育て支援を推進するには、就業・結婚・保育・地域コミュニティなどの広範な観点から問題意識の共有化を図り、多岐にわたって総合的な施策を講ずることが必要です。

少子化問題に対応するためには、国や宮城県の推し進める少子化対策と連携して若者が地域で生活できる環境整備に努めるとともに、結婚を希望する未婚者や子どもを望む夫婦を応援する取組を進める必要があります。

また、安心して妊娠・出産ができる環境整備、保育サービスの充実による仕事と子育ての両立支援、子育ての不安を解消するための相談体制の充実など、全ての子育て家庭を支える取組が求められています。

■ 主な取り組み

- 結婚が個人の価値観に委ねられるべきことを踏まえて、宮城県や黒川地区後継者対策推進協議会と連携しながら、結婚を希望する未婚者を支援するために、意識啓発や情報発信、出会い応援事業を進めます。
- 保育サービスを含む児童福祉の充実により、仕事と子育ての両立支援、子育ての不安を解消するための支援など、子育て家庭を支える取組を進めます。
- 子育て支援事業の充実を図り、認定こども園・児童クラブの待機児童ゼロを継続するとともに、研修機会の充実等により大郷町ならではの保育により、保育の質の向上に努めます。
- 子育てによる孤立を解消するために、こども家庭センター※・児童館などを拠点とした地域ぐるみで子育てを支える取組を強化します。
- 妊婦相談、食育指導、妊婦健康診査事業、訪問事業、情報発信などを通じて、安全な妊娠・出産と子どもの健やかな成長を促します。
- 国・宮城県における制度の動向に注視しながら、子育てにかかる経済的負担の軽減について適切に対応することとし、医療費助成、認定こども園・保育園利用者支援、児童手当、児童扶養手当などの事務処理体制の充実を図り、経済面から支援します。
- 子育ての悩みや不安について、気軽に相談できる環境を整えて、育児・健康相談、教育相談、食育を推進します。
- 児童相談所と連携して、家庭相談を強化することで、要保護児童や障がいのある児童などを支援する取組を推進します。
- 町内企業への子育て支援への理解を求め、平等で働きやすい職場環境づくり、雇用相談、働き方に関する啓発を通じて、ワークライフバランスの実現を促し、町民の結婚・子育てを支援します。



子育て支援センター

※こども家庭センター：全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
合計特殊出生率	1.20	1.60

【出典】 計画策定時：平成30年～令和4年人口動態保健所・市区町村別統計の概況（人口動態統計特殊報告）
（厚生労働省）

4. 社会福祉の充実

本町に住む全ての人々が、住み慣れた地域社会の中で豊かな日常生活を送れるように、生活環境の整備や支援体制の充実を図ります。

(1) 児童・ひとり親家庭福祉

■ 町の現況

世帯構成の変化、離婚世帯の増加、女性の社会進出などの社会情勢の変化や価値観の多様化などを背景として、児童・ひとり親家庭への福祉の重要性が高まっています。

本町では、平成 15 年に開所した大郷町乳幼児総合教育施設「すくすくゆめの郷」を、令和 2 年 4 月より民間運営の「すくすくゆめの郷認定こども園」に移行し、あわせて 3 歳児保育を開始しました。

また、子育て支援の拠点施設のひとつとして、平成 29 年 4 月に「大郷町児童館」を建設し、児童の居場所づくりや健全育成の推進、子育て家庭などの相談・交流の場として提供しています。

■ 課題認識

少子化に伴い子どもの数が減少していく一方で、子育てに関する問題は多様化・複雑化していることから、親子がともに成長できる環境づくりや子育ての幸福感を共有できる地域づくりを一層推進する必要があります。

■ 主な取り組み

- 認定こども園等の保育施設に対する適切な指導助言等を行い、引き続き待機児童の無い保育サービスの提供に努めます。
- 延長保育や一時預かり事業など、多様化する保育ニーズに対応したサービスの充実を図ります。
- 児童館・放課後児童クラブなどの環境整備や、日々の活動が充実するように努め、子育て環境づくりや放課後児童の居場所づくりなど、児童健全育成の拠点づくりを推進します。
- 育児環境の実態を把握するとともに、養育のための知識普及や育児不安の軽減を図るため、乳幼児の家庭訪問を継続的に推進します。
- 発達や育児に心配のある乳幼児と育児に不安や困難を抱える保護者に対する相談対応の充実を図ります。
- こども家庭支援センターを核として、関係機関や団体、地域ボランティアなどと連携して、児童虐待などの早期発見、相談に取り組み、地域全体で被害の防止や早期解決に努めます。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
待機児童の発生状況	0（令和5年度）	0
乳幼児家庭訪問実施率	100%（令和5年度）	100%

(2) 心身障がい者(児)福祉

■ 町の現況

本町では、障がい福祉サービスに関するホームページ掲載などの啓発活動を進めるとともに、就労継続支援事業所、特別支援学校、圏域の障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、情報提供に努めて、相談体制の充実、就労促進・定着への支援を進めてきました。

■ 課題認識

本町に住む全ての人々が、住み慣れた地域社会に参画して、豊かな日常生活を送れるように、生活環境の整備や支援体制の充実を図る必要があります。

■ 主な取り組み

- 障がい者（児）に対する正しい知識や理解を深めるために、啓発活動や教育を通じて、「地域で支えあう」町民意識の醸成に努めます。
- 関係機関と連携しながら、事業主への啓発を促進して、福祉的就労機会の確保など、障がいの特性に応じた雇用・就労の創設支援に努めます。
- 障がい者（児）の社会参画を促進するため、パラスポーツや文化活動、ボランティア活動などの地域活動の機会の充実に努めます。
- 地域での暮らしを支援するとともに、自立に向けた生活支援体制の構築や生活環境の整備に努めます。
- 日中活動の場の確保に努めるとともに、日常生活用具の給付や移動の支援など、地域生活支援事業を推進します。
- 関係機関・医療機関と連携して、障がいを早期発見し、障がいの原因となる疾病の早期治療や障がいの重度化を予防するための保健事業、医療・機能回復訓練、相談支援体制の充実などに取り組みます。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
障がい福祉サービス（就労系）利用者数	35人（令和5年度）	40人
上記うち、一般就労への移行者数	0人（令和5年度）	のべ2人

第3章

働くことに喜びをもち活力のある
豊かな町をつくります

1. 魅力的な雇用環境の創出

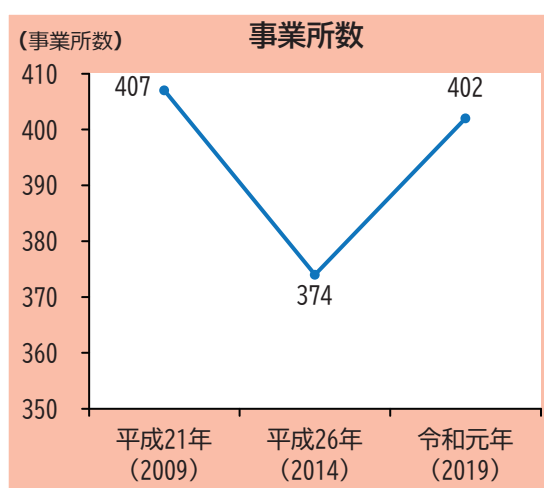
■ 町の現況

隣接自治体には日本を代表する自動車関連産業及び高度電子機械産業の拠点があり、本町にも関連する企業の進出が期待されていますが、遊休町有地の多くは山林であり活用が困難な状況にあります。

本町は東北自動車道、三陸自動車道と近接し、百万人都市の仙台、仙台空港、仙台港へのアクセスも良好な立地条件にあり、宮城県が策定している地域未来投資促進法に基づく地域産業活性化計画で「自動車関連産業」「高度電子機械産業」「食品関連産業」などの集積区域にも指定されています。

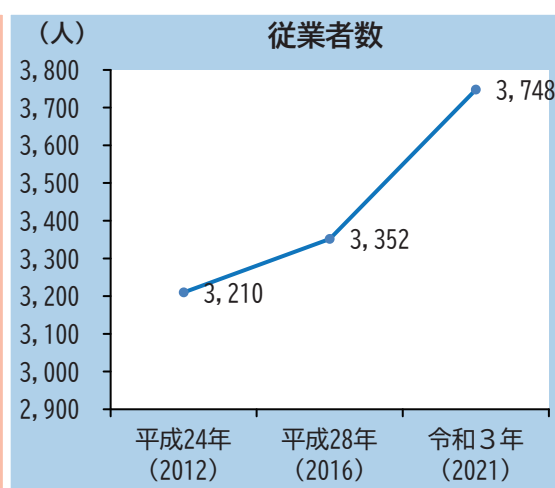
町内の事業所数は、平成26年に一旦減少していますが、その後増加の傾向を見せています。また、従業員数は、平成24年以降、増加の傾向を見せています。

※地域未来投資促進法：地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的とする法律。市町村・都道府県が作成した「基本計画」に基づき、事業者が作成する「地域経済牽引事業計画」を都道府県知事が承認し、施設等の新設・増設や設備投資を行う場合に、税制などの優遇措置の支援が受けられます。



【出典】経済センサス-基礎調査（総務省）

図 事業所数の推移



【出典】経済センサス-活動調査（総務省）

図 従業員数の推移

■ 課題認識

雇用の創出は若者の定住促進、税収の増加、地域の活性化など、まちづくりや地域経済に大きなプラス要因となります。

特に人口減少問題が重要課題となっている昨今、雇用の場の確保は必要不可欠な施策で、本町の地域特性に合致した産業や優良企業を戦略的に誘致していく必要があります。

しかし、主だった遊休町有地が山林であることから土地利用が困難であり、企業誘致に活用できるような土地の調査や整備が必要となっています。

また、地域に根差した農業・商業・工業においても、魅力的な雇用環境となるように産業構造の変革・強化を促進していく必要があります。

■ 主な取り組み

- 企業誘致が可能となるような土地の確保を図る観点から調査を進めるとともに、産業用地の造成についても検討を行います。
- 隣接自治体の自動車関連産業及び高度電子機械産業の拠点の関連企業の誘致を進めます。
- 農業・商業・工業などの既存産業における雇用を促進して、地域における魅力的な雇用環境の増大を図ります。
- 官民連携による地域活性化の取組等を進めることによって生み出される交流人口を対象としたビジネスチャンスを生かして、町内における雇用の拡大を促します。
- 多様な働き方に対応したサテライトオフィス・コワーキングスペースの利活用により町内での新たな雇用環境の提供を図ります。
- 既存企業への支援を含めた新たな就業支援策を模索します。



テレワーク施設（パストラル縁の郷内）

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
事業所数	402 事業所 (令和元年)	410 事業所

【出典】 計画策定時：令和元年経済センサス-基礎調査（総務省）

2. 地場産業の振興

■ 町の現況

本町の地場産業としては、米、大豆を主体として、施設園芸、果樹などを栽培する農業や畜産業となっています。

生産された地場農産物は「道の駅おおさと」などで産直野菜として提供されており、「開発センター」を拠点に、ハウス野菜やモロヘイヤ、大豆などを利用して、農産加工グループ、町内民間企業、(株)おおさと地域振興公社などが菓子や漬物、そのほか多くの加工品の製造に取り組んでいます。

また、良質な仙台牛の産地として「和牛の郷づくり」を推進しています。

■ 課題認識

大郷町産の農産物を原料とした「大郷ブランド」の加工商品が不足しており、新商品の開発、及び継続した生産体制の確保が不十分といった課題も有しています。

宮城県内いたるところに産直施設が整備されつつある今、良質な商品提供の徹底はもとより、消費者ニーズに合った特色ある商品開発など、競争力の向上が必要となっています。

■ 主な取り組み

- 「開発センター」を活用した大郷町の特産品開発や研究、各団体及び事業者の商品開発を支援します。
- 「道の駅おおさと」を拠点として、地場産品の販売を行います。
- 各種イベントを利用して、地場産品のPRと需要の拡大を図ります。
- 農産物や農産加工品の安定供給を図るため、各種関係機関と協力して生産体制の充実と安定供給を図ります。
- 農産物や農産加工品の町内外商店を活用した販売体制づくりや、オンライン販売の導入などにより、「大郷ブランド」を定着させて、新たな販売・流通の確保を図ります。



道の駅おおさとに並ぶ地場産品

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
「道の駅おおさと」の売上額	460,903 千円 (令和5年度)	508,874 千円
「道の駅おおさと」における産直売上額	159,238 千円 (令和5年度)	164,015 千円

3. 農業の振興

■ 町の現況

本町の農業は、全水田面積の約70%が基盤整備済であり、営農形態としては水稻単一経営を軸に、肉用牛や野菜、花卉、果樹等による複合的な経営形態が多くなっています。

本町のみならず、我が国の農業を取り巻く状況は、肥料や飼料等の価格の高騰によるコストの増加や農産物の低価格の常態化等により厳しい状況にあります。また、長引く景気低迷の中で、労働力その他産業への流出、農業者の高齢化や後継者不足が深刻な問題となっています。

一方で、近年は大規模施設園芸の進出により、地域生産額の向上や雇用の増加が図られている側面もあります。

■ 課題認識

農業者の高齢化や法人の設立を契機として、農地の集約化を図り大規模営農を可能とする環境が整いつつあることから、若者の就業先として選択される農業を確立していく必要があります。

従来の農業は、家族単位で経営されており、耕地面積も小規模であったことから、経営の効率化を図る上でも制約がありましたが、農業者の高齢化による遊休地の増大を契機として、農地の集約化を図り大規模営農を可能とする環境が整いつつあります。

生産面においては、農業生産法人の設立などにより、組織的な営農体制を構築することによって、効率的な営農や販路拡大、商品開発などに取り組むことも求められます。

さらに、流通面においても、ネットショップの活用や海外輸出など、新たな販路開拓による「稼げる農業」「魅力的な就業先と成り得る農業」の実現を模索していく必要があります。

■ 主な取り組み

- 農業生産法人の設立・経営支援や農地の利活用と担い手斡旋などを通じて、地域農業の担い手の育成を図ります。
- 農地の集約化を支援するとともに、環境保全・循環型農業を推進します。
- 農地の集約化に伴い、営農効率の向上及び低コスト化を図るため、ほ場の条件整備などを推進します。
- 労働力不足の解消や低コスト化を図る観点から、ドローンの活用や先進技術導入によるスマート農業を推進するとともに、スマート農業を実践する企業の誘致を図ります。
- 流通・販売にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで農業を活性化させます。
- 農業所得確保のため、営農体制の効率化に加えて、高収益作物の産地化や流通体制の見直しなどを進めます。
- 食の安全・安心のシステムを構築し、情報提供を行います。

- 市民農園や収穫イベントなどを通じて、農業への理解や「土」に触れる体験と生きがいづくりの場を提供します。
- 有機農業の育成・普及を促進し、地域農業の存続を図ります。
- 官民連携による地域活性化の取組等の推進によって、農作物の販路拡大や農業従事者の確保・定住促進等を図ります。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
中心経営体経営面積	950.9ha (令和5年度)	1,090ha
農業産出額	217 千万円 (令和4年度)	223 千万円

【出典】 令和4年市町村別農業産出額（推計）



大郷カントリーエレベーター



米の収穫風景



町の特産品「モロヘイヤ」



ドローンを活用した農薬散布

4. 商業の振興

■ 町の現況

本町には商店街と呼ばれるものはなく、「道の駅おおさと」を中心に、古くからある商店や24時間営業のコンビニエンスストアが点在している状況で、事業者数、商品販売額、従業者数などがともに減少傾向を見せています。

このような状況の下、本町では商工会に対して割増商品券発行事業などへの補助金の交付、小規模事業者経営改善資金融資に対する利子補給などを行い、商工業の振興を図っていますが、町民の一般生活消費は、近隣自治体の大型スーパーなどによるところが大半を占めている状況にあります。

■ 課題認識

商業振興は、町民の身近な買い物の利便性を高めるとともに、雇用環境を提供する観点からも重要な施策です。

インターネットショッピングなどの新しい流通・購買形態が町民生活に定着したことも一因とは考えられますが、町民生活を支える観点から事業者・商工会・消費者などの意見を集約して、既存の商業基盤の強化を図る必要があります。

■ 主な取り組み

- 商工会などにより実施される各種事業に対する支援及び個別商店指導の徹底を図り、活性化を促進します。
- 商業者に制度改正などの情報提供を通じて、起業支援や事業継承支援を図り、商業の活性化を側面から支援します。
- 小規模事業者経営改善資金融資に対する利子補給を行い、経営の安定と発展を支援します。



多くの人で賑わう道の駅おおさと

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
地区内商工業者数	296 事業所 (令和5年度)	300 事業所

5. 工業の振興

■ 町の現況

本町の工業は、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、食品製造業、プラスチック製品製造業、生産用機械器具製造業などで構成されており、経済産業省の工業統計調査によれば、令和2年の事業所数は32か所、従業員数は1,219人、製造品出荷額等は約342億円となっており、事業所数・従業者数はほぼ横ばい傾向を示していますが、製造品出荷額等では波はあるものの増加傾向を見せています。

また、本町に隣接して自動車産業等の製造拠点が整備され、本町への波及効果が期待されていますが、主だった遊休町有地が山林であることから、土地利用が困難であり、十分な波及効果は確認できない状況にあります。

■ 課題認識

隣接自治体に整備された自動車産業等の製造拠点との連携を模索して、本町の環境に合致した企業誘致のあり方について検討する必要があります。

既存の町内立地企業についても積極的な情報提供などを通じて、企業が求める支援を迅速に行うとともに、町内における雇用を確保していく必要があります。

■ 主な取り組み

- 安定した雇用と新たな雇用創出のため、本町の環境に適した企業の立地を支援するとともに、相談体制や支援制度の拡充に努めます。
- 企業の経営安定のため、各種支援制度などの情報を提供します。
- 企業立地セミナーなどの機会を活用するとともに企業相談体制を充実して、立地企業と町内外企業との新規取引の開拓や新たなビジネスパートナーとのマッチング支援に努めます。
- 立地企業の地域活動への参加を促進します。



企業立地セミナー

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
製造業事業所数	36 事業所	38 事業所

【出典】 計画策定時：2023年経済構造実態調査 製造業事業所調査（経済産業省）

6. 観光の振興

■ 町の現況

本町は、東に日本三景の「松島」、西に「県立自然公園船形連峰」という観光拠点の狭間に位置していますが、ほとんどの観光客は本町を通過するだけの状況にあります。

本町の観光拠点としては、特産品を展示販売し、モロヘイヤやずんだなどの特産品を使った料理を提供する「道の駅おおさと」、グリーン・ツーリズム事業※を展開して、都市と農村の交流を促進する「パストラル縁の郷」、本町に縁のある支倉常長を歴史的観光資源として活用し、情報発信を行う「支倉常長メモリアルパーク」などが整備されています。

また、「大郷町かわまちづくり」によって吉田川を活用した町の活性化を計画しています。

※グリーン・ツーリズム事業：農村と都市が相互に補完し合い、共生していくことにより国土の均衡ある発展を目指すことを基本として、「緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動」を推し進める農林水産省の事業。

■ 課題認識

本町を通過する観光客に対して、本町の魅力をアピールすることにより、本町での滞在や消費行動を促すことが求められています。

観光は地域の総合力であり、歴史・文化・スポーツ・自然・産業などの魅力がそれぞれ、または連携して発揮されることで地域の魅力となり、人を呼び込み、経済効果を生じさせます。

このため、町民・企業・地域コミュニティなどの各種団体が協働して地域の魅力を分かりやすく発信することによって、本町への誘客を図るとともに、滞在して経済活動を行う環境の整備を促進します。

■ 主な取り組み

- 本町の観光資源の保全と活用、関係機関の連携により周辺環境の整備を推進します。
- 「道の駅おおさと」を本町の観光拠点施設として位置付け、観光情報の提供と特色のある特産品の販売などの展開を図ります。
- 生涯学習プログラムとの連携を図り、本町と「支倉常長」の関係性について学ぶ機会を提供するとともに、町内外関係団体及び学識経験者等と連携し、「支倉常長メモリアルパーク」と支倉常長のストーリーの発信に努め、魅力の向上と集客を図ります。
- 農業施策との連携を図ることにより、「土」と触れ合う機会の提供や収穫をテーマとしたイベントなどの充実を図ります。
- モロヘイヤや仙台牛などの地域の特産品を味わうことのできるレストランの整備を図ります。
- 大郷町かわまちづくり計画等の推進によって、観光施策の充実を図ることにより地域の拠点性を高めます。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
観光入込客数	711,545 人 (令和4年)	93 万人

【出典】 計画策定時：観光統計概要（令和4年）



道の駅おおさと



パストラル緑の郷



支倉常長メモリアルパーク

7. 官民連携による地域活性化の推進

■ 町の現況

本町の人口は減少傾向にあり、農業の担い手不足・従事者の高齢化等の諸問題を抱えており、更なる人口減少や高齢化、町の活力低下が進行すると考えられることから、多岐にわたる分野において、抜本的な対策を講じる必要があります。

■ 課題認識

本町が抱える諸課題に対応するため、官民連携による地域活性化によって、「都市住民と町民との交流促進」、「地域住民等との協力・連携」、令和元年東日本台風により甚大な被害を被った「中粕川地区の復興まちづくりやかわまちづくり事業との連携」等により、地域の活性化を図るとともに、持続的な交流や連携を図る必要があります。

■ 主な取り組み

- 地域未来投資促進法による各種優遇措置を活用して企業誘致を促進し、民間資本による事業を推進することによって、人の交流を育みます。
- 切れ目のない農業への関わりを通じ、様々な経歴を持つ人材が生業として農業を選択できる素地を作り、地域農業での受け入れを拡大して、農業従事者の確保・育成を図ります。
- 民間の資本とノウハウを活用しながら、地域振興交流拠点の整備を図ることにより、交流人口の増大と、新たな雇用の創出や地元食材の流通の拡大を図ります。



かわまちづくり登録証伝達式



かわまちづくりワークショップ

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
かわまちづくり事業による交流人口	—	25 万人

【出典】 「大郷町かわまちづくり計画」

第4章

情操と創造力にみちた教育と文化の町をつくれます

1. 学校教育の充実

認定こども園との連携及び小・中一貫教育の推進を通じて、教育環境や教育内容の充実を図り、町の未来を担う町民の育成を図ります。

児童生徒の将来の可能性を広げる観点から、学校や家庭、地域社会が連携して、学習意欲の向上を図るとともに、基礎・基本を重視した確かな学力を身につけ、健康で人間性豊かな心を持つ児童生徒の育成に努めます。

(1) 幼児教育

■ 町の現況

本町の幼児教育は令和2年度より認定こども園「すくすくゆめの郷こども園」を中核に実施されています。

■ 課題認識

少子化の影響を受けて、幼児教育の対象となる幼児数の減少が見込まれる一方で、幼児教育に対する需要は底堅いものがあると考えられます。

また、幼児教育や子育て支援に対する町民ニーズは、今後ますます多様化・高度化することが予想されることから、教育環境や施設・設備のさらなる充実・強化が必要となっています。

■ 主な取り組み

- 認定こども園との連携により、プレ・ゴールデンエイジ期（3～8歳ごろ）に適合する、より質の高い幼児期の教育の充実を図ります。
- 学びの連続性を踏まえた「学ぶ土台づくり」を推進します。また、小・中学校や家庭・地域社会と連携した幼児教育を推進します。
- 特別な支援を必要とする幼児への適切な支援体制の整備に努め、体験格差の縮小に取り組みます。
- ふるさとの人・歴史・文化に親しむ、地域に根差した幼児教育を推進します。
- 関係部署と連携し、教育環境の整備・充実を支援します。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
連携会議実施回数	21回（令和5年度）	30回

(2) 義務教育

■ 町の現況

本町の義務教育は平成 20 年に 2 中学校を 1 校に、平成 24 年には 4 小学校を 1 校に統廃合して、学校の適正規模化を図っています。

■ 課題認識

少子化の影響を受けて、義務教育の対象となる児童生徒数の減少が見込まれる一方で、様々な特性を持った特別な支援が必要な児童生徒数が増加傾向にあることから、多様な教育ニーズに対応した体制の確保が必要となっています。

また、本町の認定こども園・小学校・中学校が各々 1 施設という特性を生かして、子どもの成長を一貫して見守る体制づくりを進める必要があります。

■ 主な取り組み

- 認定こども園から小学校・中学校までの一貫した教育を行うことから、校種間の円滑な接続を図り、子どもたち一人ひとりの特性を踏まえて、個に応じた継続的な指導を推進します。
- 教職員の研修などを通じて、指導力の向上を図ります。
- 特別な支援を要する児童生徒の増加などに対応して、教員補助者の適正配置と関係機関の連携強化による適切な相談・支援に努めます。
- 教育・生活・文化・スポーツ・経済活動など、様々な分野で国際交流を推進するとともに、自国の文化を理解する観点からふるさと教育と連携を図りながら、教育活動全体で国際理解の増進を図ります。
- 児童生徒の体力・運動能力の実態と傾向を把握して、ゴールデンエイジ[※]のスポーツ活動を推進することによって、生涯スポーツの基礎・意欲を培う指導を推進します。
- 児童生徒の望ましい生活習慣の育成と健康の保持増進を図るため、町の食育推進会議等と連携しながら、地域の食文化に対する理解と、自然からの恩恵に対する感謝の心を育む教育を推進します。
- 保護者の負担軽減と、少子化対策及び子育て支援に資する観点から、「給食費完全無償化制度」を継続します。
- 周期的に発生する災害や疫病などに対する正しい知識を備えるなど、児童生徒の発達段階に応じた系統的な防災教育を推進します。
- 地球規模の環境問題が深刻化するなか、持続可能な社会を構築するために、環境について学ぶ学習機会を拡充します。
- 不登校児童生徒を生まない「魅力ある学校づくり」に取り組むとともに、不登校状態の児童生徒に対しては保護者や関係機関との連携を密にして、子どもの心のケアハウス「とらいあんぐる」を中心に社会的自立に向けた支援に努めます。
- G I G A スクール構想に基づいた I C T（情報コミュニケーション技術）教育を推進します。

- 学校施設の老朽化に対応して、適切な改修工事を行うとともに、建て替えを行う際には児童・生徒数の見通しを踏まえて適切な施設規模への見直しを行います。
- 部活動の段階的な地域移行を図ることにより、学校の部活動を持続可能とするとともに、地域における世代間交流を推進して、義務教育時の部活動経験が生涯スポーツ・生涯学習にまで発展する素地を築きます。
- 通学距離の伸長に伴い導入されたスクールバスを適切に運用する観点から、路線の見直しや運行環境の整備を行います。
- 中学校に配置している外国語指導助手（A L T）を小学校や認定こども園に派遣して、英語教育の推進を図ります。

※ゴールデンエイジ：9歳から12歳頃の神経系の発達がほぼ完成し、動きの巧みさを身につけるのに最も適している時期のこと。また、一生に一度だけ訪れる、あらゆる動作を短時間で覚えることのできる習得時期として重要視されています。



子どもの心のケアハウス「とらいあんぐる」

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
不登校児童・生徒数	21人 (令和5年度)	0人
不登校児童・生徒のケアハウス通所率	57.14% (令和5年度)	100%※

※ 不登校児童生徒がいる場合に計画目標を100%とするもの

(3) 上級学校進学への支援

■ 町の現況

宮城県では平成 22 年度の入学生から全県 1 学区制となり、希望する高校へ進学できるようになりました。

本町には高校・大学などが設置されていないことから、義務教育を終えた後の上級学校進学にあたっては、近隣自治体、仙台市などの高校に通学する生徒が多く見られます。

■ 課題認識

生徒の将来の夢や希望する職種を見越した高校・大学に進学できるように支援して、大郷町の未来を担う人材を育成する必要があります。

住民バスなどの公共交通の確保などの施策と連携して、通学のための交通手段を確保していく必要があります。

■ 主な取り組み

- 高等学校及び支援学校との連携・情報交換を促進して、適切な進路指導に努めます。
- 経済的な理由により就学が困難な学生に対し奨学金を貸与して、学習機会の充実を図ります。
- 仙台市や近隣自治体の高等学校や大学などに通学する本町在住の学生を支援するために、住民バスに加えてライドシェアやデマンド型交通なども活用した地域交通の充実を図ります。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
高校等希望進学率	98.46% (令和 5 年度卒業者)	100%

(4) 学力向上対策事業の推進

■ 町の現況

本町では、学力調査などの結果の分析に基づいて、指導法の改善と教職員の研修を実施して、確かな学力の定着に努めています。

■ 課題認識

一部に基礎・基本の定着が不十分な児童生徒も見受けられることから、個々の理解度を把握し、児童生徒一人ひとりの能力・特性に応じた支援を図る必要があります。

一人ひとりの児童生徒にとって「分かる授業、楽しい授業」づくりを、小中学校連携の下で一層推進していく必要があります。

また、学校と家庭の連携により、家庭内における学習習慣の形成を図る必要があります。加えて、「何のために学ぶのか」を明らかにして、将来の自己実現につながるような学力の形成を図る必要があります。

町内には学習塾や進学塾は少なく、更なる学力向上のためには、大学等の高等教育機関との連携を通じて児童生徒の学習支援を図る必要があります。

■ 主な取り組み

- 個々の児童生徒に応じて、基礎・基本の定着と、活用能力を高める観点から指導の改善を図ります。
- 豊かな人間性を育むため、様々な体験学習を通じて、思考力・表現力・問題解決能力を養います。
- 課題となっている学力向上を強力に推進するため、宮城教育大学との連携を強化して、「サマースクール」の充実など、児童生徒が意欲的に学習に取り組める環境づくりに取り組みます。
- 家庭と学校の連携を密にして、家庭における学習と生活習慣の見直しを行い、保護者とともに振り返る機会を拡充します。
- 地域の教育力を生かして、学校支援ボランティアの活用などを行い、特色ある学校教育を展開します。
- 教職員の研修を積極的に実施して、教育者としての資質と指導力の向上を図るとともに、分かる授業づくりの推進により確かな学力の定着を目指します。
- 校内研究の充実及び宮城県内外の先進校への視察等を通じて、教師の授業力向上に努めていきます。
- 高度情報化社会に対応できるように、GIGAスクール構想を実現するとともに、ICT（情報コミュニケーション技術）を活用した学習活動を展開して、発達段階に応じた情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育を推進します。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
志望校進学率	90.77% (令和5年度卒業者)	100%
全国学力・学習状況調査結果 宮城県平均を100とした場合の率	74.07% (令和5年度)	100%以上



GIGA スクール（大郷中学校）



まち探検（大郷小学校）



運動会（大郷小学校）

2. 生涯学習の充実

町民が生涯を通じて、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる「生涯学習のまち」を築くために、生涯学習・生涯スポーツを推進します。

また、生涯学習の成果が地域社会に還元されることによって、地域のコミュニティ活動の活性化やまちづくり活動の活発化が期待されます。

(1) 社会教育の充実と生涯学習の推進

■ 町の現況

社会情勢に対応した知識、技能の取得、自己の充実や生きがいの追及などが求められていることから、幼児期から高齢期に至るまでの町民が自由に学ぶことができる社会教育・生涯学習が求められています。

本町においては、青少年・高齢者などの各年代層にあった各種社会教育事業を実施していますが、参加状況を見ると20歳代から50歳代の、いわゆる「現役層」の参加が低調で、特に青年層の参加が極端に少ない状況となっています。

■ 課題認識

価値観やライフスタイルが多様化するとともに、インターネットの普及により趣味や同好の活動が全世界と直結している今日において、本町の社会教育事業として画一的な学習機会の提供が対応しきれない面も多々あると考えられることから、町民が気軽に学習活動に参加できるような事業の企画や内容の見直しを行い社会教育の充実を図るとともに、町民のなかから意欲を持った人材を発掘して、町民主導の生涯学習プログラムの実施支援などによって、幅広い領域の取組を図る必要があります。

■ 主な取り組み

- 青少年団体の育成と青少年に豊かな体験活動の機会を与える施策を推進します。
- 社会教育施設の機能の充実を図るとともに、一層の活用と学習機会の提供に努めます。
- 家庭・学校・地域社会の連携を図り、学習方法の充実や社会教育活動の啓発を図る観点から、町の各部局の体制や進める事業の見直しを行います。
- 社会教育主事等の人材を計画的に育成して、多様化する生涯学習体制の充実と活性化に努めます。
- 多様化する生涯学習ニーズに対応して、従来は生涯学習活動の一環として捉えてこなかった活動についても町民主体の活動を支援します。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
生涯学習フェスティバル参加者数	400 人（令和 5 年度）	600 人
社会教育施設の利用者数	7,251 人（令和 5 年度）	10,000 人
公民館講座・教室受講者数	441 人（令和 5 年度）	700 人
公民館施設利用者数	3,298 人（令和 5 年度）	6,000 人
図書室利用者数	1,998 人（令和 5 年度）	3,500 人
図書貸出冊数	5,600 冊（令和 5 年度）	8,000 冊
新たな公民館事業数	3 講座（令和 6 年度）	15 講座



公民館講座



中央公民館図書室

(2) 地域文化の振興

■ 町の現況

本町の無形文化財としては、土橋地区に伝わる宮林神楽や羽生地区の羽生田植踊などが伝承されていますが、少子高齢化に伴う後継者不足などによって、保存や継承が困難な状況にあります。

一方で、地域文化に関する新たな試みとしては、町に伝わる民話の読み聞かせなどの活動が行われています。

また、旧大松沢小学校校舎には、諏訪古墳をはじめとした町内の古墳から出土した埴輪などの、様々な文化財などを保存しています。

■ 課題認識

町民のライフスタイルの変容に伴い、町民が地域文化と触れる機会が希薄化していることから、学校教育・社会教育などの施策と連携して、地域文化に触れて理解を醸成する機会を増大させる必要があります。

また、有形無形を問わず、文化財をただ保存するのではなく、町民の生活との関係性を育み、本町の魅力として発信していくことが重要です。

■ 主な取り組み

- 学校教育や社会教育の場面において、地域に伝承された無形文化財を体験する機会を設けるなど、文化・芸術を身近に触れる機会の提供に努めます。
- 既存団体の支援や新規団体の創出を図ります。
- 社会教育施設の機能充実と文化・芸術活動のリーダーの養成を図ります。
- 史跡などの文化財と観光との連携を図り、保存・保護及び継承に努めます。
- 無形文化財の伝承者の育成等に努めます。
- 地域文化の発信の場となるイベントの実施・継続に取り組みます。
- 地域の文化財を保存するとともに、訪れる人の誰もが経験することができる展示・体験機能を持った拠点施設の整備について検討を進めます。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
在学中に羽生田植踊に関わった児童の割合	約 17% (令和 5 年度)	50%
文化財を見学した児童の割合	約 50% (令和 5 年度)	100%
町に伝わる民話を知っている児童の割合	約 30% (令和 5 年度)	80%

(3) 生涯スポーツの振興

■ 町の現況

本町では、生涯スポーツ・地域スポーツの2つの柱を基本として、その普及・推進を通じて町民の体力向上と健康増進を図っています。

体育施設としては、B & G海洋センターを中心とした総合運動場、フラップ大郷 21、大松沢社会教育センターに加えて、小・中学校の体育館、運動場の地域開放を行っており、夜間や休日・祝日の利用が多く見られます。

また、スポーツ活動の中心的な役割を果たす組織として、体育協会やスポーツ少年団本部がありますが、少子高齢化の影響などもあって競技種目によっては構成員の減少などが懸念されています。

■ 課題認識

小・中学生の体力低下が問題視されており、園児を対象とした「水遊び教室」や小学生を対象とした「水泳教室」「陸上クリニック」「ハンドボール教室」などを通じて、幼少期からスポーツの楽しさを学ぶ機会を増やすことにより、子どもの体力向上や生涯スポーツの基礎・意欲を培う契機とする必要があります。

また、新たな拠点施設整備を行い、スポーツ活動を通じた地域間交流を促進するなど、町の活性化につながるスポーツ振興にも取り組んでいく必要があります。

■ 主な取り組み

- 体育協会、スポーツ少年団への支援を行い、組織強化を図ります。
- ゴールデンエイジのスポーツ活動を促進して、子どもの体力向上に努めます。
- 高齢者のスポーツ活動の促進を図り、健康づくりに努めます。
- スポーツイベントや教室などを通じて、世代間交流と地域振興の推進を図ります。
- スポーツ施設・設備の適正な維持・管理に努めます。
- 圏域における拠点的な施設整備を図ることによって、スポーツをテーマとした集客・交流の促進を図ります。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
生涯スポーツ施設利用者数	53,112 人 (令和5年度)	54,000 人
スポーツイベント参加者数	100 人 (令和5年度)	500 人

3. 国際交流の推進

■ 町の現況

本町の国際交流は、公益財団法人国際青少年研修協会が主催する国際交流活動や、農業視察研修や英語研修などの参加者に補助金を交付する海外研修派遣事業を実施してきました。また、語学指導などを行う外国青年（ALT）を招致し、学校教育における英語教育の充実や国際理解教育の推進、コミュニケーション能力の向上を図ってきました。

しかし、海外派遣事業については参加希望者が少なく、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による事業中止などもあって、継続的な事業に至っていません。

平成 25 年度には、慶長遣欧使節団出帆 400 年記念を契機に、支倉常長が取り持つ縁で交流のあった、スペインのコリア・デル・リオ市子ども達との交流の再開を計画しましたが、コリア・デル・リオ市側との調整が叶わず、実施には至っていません。

一方で、町内企業で就労する外国人の増加などにより、本町の外国人住民は平成 27 年以降急激に増加しており、身近な生活環境における国際交流の機会は増大しつつあります。

■ 課題認識

本町においても、否応なくグローバル化や高度情報化社会が進展する中で、町民の国際理解を深め、国際社会に対応できる人材の育成、地域の振興を図るために、様々な機会や分野を通じて国際交流を推進・支援していく必要があります。

■ 主な取り組み

- 町民・学校・地域などが行う国際交流活動の支援に努めます。
- 学校での国際理解教育・コミュニケーション能力を高めるために、外国語教育の充実に努めます。
- 食文化や思想、宗教など、異なる文化・価値観を有する人々との共生を図る観点から、国際交流の意義について再認識するとともに、町内外国人を交えたイベントを支援することにより、身近な国際交流機会を提供します。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
町が関わった国際交流事業数	0 件（令和 5 年度）	3 件

第5章

伝統と自然を守り快適な環境と健康の町をつくります

1. 快適な生活環境の構築

計画的な土地利用の誘導や都市基盤の整備、都市環境の保全・形成に取り組み、町民の生活の利便性・快適性を高めます。

(1) 豊かな自然環境の保全と計画的な土地利用の推進

■ 町の現況

本町は、町の中心を流れる吉田川沿いの平野部に田園地帯が広がり、平野部の北側の大松沢丘陵と南側の松島丘陵には緑豊かな山林地帯が広がる、豊かな自然環境を有するまちです。これらの豊かな自然環境は、本町の景観を構成する重要な要素であり、次代に継承すべき貴重な資源・財産です。

また、本町の市街地としては、町を東西に結ぶ主要幹線道路周辺などに広がる住宅地、川内流通工業団地及びその周辺に工業地、「道の駅おおさと」周辺に商業地が形成されています。

本町の南部は、区域区分が定められていない都市計画区域であり、かつ用途地域の指定がなく、また、北部は都市計画区域外であることから、土地利用の規制や誘導が難しい状況にあります。

■ 課題認識

本町の貴重な資源・財産である良好な自然環境を保全することは、良好な景観の保全や町の魅力を維持・向上する観点から重要です。活力あるまちづくりを進めるためには、子育て世代の定住促進や雇用の場の確保が重要であることから、住宅地や産業用地の供給、そして生活利便性を高めるための都市機能の充実などについて、自然環境の保全、自然的土地利用との調和を図りながら、総合的かつ計画的に土地利用を誘導することが必要となります。

■ 主な取り組み

- 長期的な展望に基づき、バランスの取れた土地利用を誘導するために、必要に応じて「国土利用計画」や「都市計画マスタープラン」等の土地利用関連計画の策定・見直しを行います。
- 「道の駅おおさと」周辺については、大郷町の中心核となる賑わいの拠点として活用します。
- 遊休町有地については、自然環境に配慮した民間活力等による計画的な開発・利用を誘導します。
- 開発と豊かな自然環境の保全との調和を図りながら土地利用誘導策の検討を進めます。
- 市街地開発に関する相談体制を充実し、適正な開発行為を促進します。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
都市計画区域内における宅地開発同意件数	4件 (令和5年度)	6件



吉田川に飛来した白鳥



勢見ヶ森公園のヤマユリ



田園風景

(2) 道路網の整備

■ 町の現況

本町の道路網は、町を東西に結ぶ主要地方道大和松島線を軸として、東西方向では県道石巻鹿島台色麻線、県道竹谷大和線、南北方向では主要地方道利府松山線と県道小牛田松島線の5本の県道から構成されており、これらの路線が本町周辺を通る国道、自動車道などに接続して各方面を連絡しています。

また、5本の県道を幹線として、これを補って網目の様に整備された町道・農道・私道などによって、本町の道路ネットワークが形成されています。

■ 課題認識

本町の道路網は、自動車交通を処理するための路線整備としては概ね完成の域に達していますが、歩車道分離による交通事故の未然防止や、自動運転車などの新たな技術領域への対応といった面においては、未だに課題が残されていることから、町民の要請に対応した道路整備を計画的に進める必要があります。

■ 主な取り組み

- 町民ニーズに基づき、徒歩通学児童の多い路線において、ゾーン 30 プラス※の整備による交通事故の未然防止に努めて、安全な通学路を実現します。
- 民家や団地などの歩行者が多く往来する路線において、歩行帯の設置を進めます。

※ゾーン 30 プラス：生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、最高速度 30km/h の区域規制のほか、大型車の通行禁止、一方通行等の交通規制の実施と、ハンプなどの道路整備を組み合わせる方法。



片側に歩行帯を確保した道路

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
小中学校通学路におけるゾーン 30 プラスの整備状況	0 m (令和 6 年度)	500m

(3) 公共交通の確保

■ 町の現況

鉄道駅を有さない本町においては、自動車による公共交通に頼らざるを得ない状況にあり、平成12年7月から「住民バス」を運行しています。

近隣自治体の公共機関やＪＲ駅に接続する5台体制で運行しており、通勤・通学・通院などに利用されています。

また、利用者ニーズに対応して、効果的・効率的な公共交通体系を確立する為に、令和2年度からは高齢者を対象とした、登録制のデマンド型交通「ふれあい号」を運行しています。

さらに、児童生徒の通学距離の伸長に伴い、スクールバスを運行しています。

■ 課題認識

高齢化の更なる進行に伴い、公共交通への需要はますます高まるものと考えられます。

また、町民の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、従来のバス交通の自由度を超えた公共交通の実現が求められていることから、新制度・新技術に目を配って、町民の生活の利便性を向上する必要があります。

■ 主な取り組み

- 町内及び近隣自治体の公共機関、ＪＲ駅との接続を図り、利便性の高い住民バスの運行に努めます。
- 利用者ニーズに対応した、より効果的・効率的な公共交通体系を確立するために、デマンド型交通の導入など計画的かつ総合的な公共交通のあり方を検討します。
- ライドシェア制度やデジタル技術など、公共交通に関する新たな制度・技術の動向に目を配り、本町に導入可能な公共交通システムの実現に努めます。



住民バス「グリーンネット絆」

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
地域公共交通利用者数	45,379 人 (令和5年度)	45,000 人の維持

(4) 上水道の整備

■ 町の現況

水道は町民の生活を支える重要なライフラインであり、町民の健康で文化的な生活に欠くことのできないインフラです。

しかし、水道施設や水道管が老朽化する一方で、人口減少によって水需要が減少していることから、今後の水道事業経営は困難化していくと考えられ、町では「大郷町水道事業経営戦略」を定めて、計画的な水道事業運営に努めています。

■ 課題認識

水道事業は公営企業会計※を設けて行うものとされており、受益者が負担する水道料金によって賄われる事業です。このため、人口減少に伴って水利用が減少した場合は、収益性が低下することが懸念されます。

一方で、水道施設・水道管は整備後に刻々と老朽化が進むことから、将来の施設・水道管更新に向けた計画的な事業運営が求められています。

※公営企業会計：事業収入を主な財源として独立採算の原則により、水道・下水道・病院等の特定の事業を經理する会計のこと。公営企業会計は、現金の収入支出のみを把握する一般会計と異なり、その企業活動を正確に把握するため、「お金の出入り」と「財産の増減」を一緒に見る事ができる複式簿記を採用しています。

■ 主な取り組み

- 安心で安全な水を供給するために、公共水域及び地下水の汚濁・汚染を防止して、水道水の水源を確保します。
- 石綿セメント管※の布設替や老朽管の更新を行い、水道管の耐震性の向上に努めます。
- 地震などの緊急時に対応するために、近隣自治体との相互支援ネットワークを構築します。
- 宮城県水道広域化推進プランなどに基づいて、水道事業の発展的広域化に向けた情報収集・検討を行います。
- 「大郷町水道事業経営戦略」に基づいて、効率的な水道事業経営を進めます。

※石綿セメント管：石綿（アスベスト）が含まれる水道管を「石綿セメント管」のこと。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
石綿セメント管の更新率	78.6% (令和6年度)	90.0%

(5) 下水道の整備

■ 町の現況

污水处理は町民の生活を支える重要なライフラインであり、町民の健康で文化的な生活に欠くことのできないインフラ施設です。

本町では、公共下水道事業、農業集落排水事業、戸別合併処理浄化槽事業を導入して、生活環境の改善や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図っていますが、近年の住宅団地や老人福祉施設の整備などが進み、污水处理の環境は大きく変化しています。

■ 課題認識

污水处理3事業が公営企業会計に移行したことから、事業の健全経営に努めて、持続的な污水处理体制を構築する必要があります。

人口の減少や下水道施設・下水管などの老朽化が進んでおり、安定的な污水处理を継続する観点から、効果的効率的な下水道事業運営を図るとともに、地域の特性に合致した総合的な下水道整備計画を推進していく必要があります。

■ 主な取り組み

- 污水处理区域を見直し、効率的な污水处理整備計画を策定します。
- 事業管理計画を策定して、ヒト・モノ・カネの持続可能な一体管理を行います。
- 地震などの災害に備えて策定した、緊急対応を実施できる継続的な業務計画の見直しを随時実施します。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
水洗化率	72%（令和5年度）	85%

(6) 公園・緑地整備

■ 町の現況

本町には、町立公園が6か所整備されており、勢見ヶ森公園、大窪城址公園、築館公園、花楸公園及び支倉常長メモリアルパークは文化財としての価値を有しているとともに、四季の移り変わりが楽しめる、優れた景観地となっています。

郷郷ランドは都市的公園として町民のみならず、多くの方に利用されています。

また、「大郷町かわまちづくり事業」により、多目的広場などの整備を計画しています。

■ 課題認識

町民のレジャー・レクリエーション及び日常の公園需要に対応するために、公園の安全利用環境の創出と景観保持に努めるなど、維持管理の徹底が求められています。

また、子育て支援を図る観点からは、町民に身近な子どもの遊び場を確保するとともに、子育て世帯の交流を促す観点から、身近な公共施設等を活用した公園機能の整備が求められています。

■ 主な取り組み

- 町立公園の維持管理及び管理体制の整備を図ります。
- 良好な自然資源を生かした町立公園の整備を推進します。
- 利用者に対する「公園利用マナー」の普及・啓発を図ります。
- 遊具等の安全点検や適切な更新を図ります。
- 冬季や荒天時にも利用できる、町民に身近な子どもの遊び場の設置について検討を行います。



築館公園



郷郷ランド

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
支倉常長メモリアルパークの利用者数	261 人（令和5年）	340 人

(7) 情報通信基盤の整備

■ 町の現況

情報化が高度に進展している社会の中、町民と行政の情報共有を図るために、町からの積極的な情報提供が必要とされています。

本町では、町民に対する情報通信基盤として、光ファイバー網の整備や防災行政無線による緊急情報、SNSを活用した行政情報の発信など、全町的な通信基盤が整備されています。

■ 課題認識

整備された通信基盤を活用した積極的な情報発信を図るとともに、災害発生時に備えて町民の生命及び財産を守るために、迅速かつ的確な情報発信ができるように効果的な運用を図る必要があります。

■ 主な取り組み

- 町民生活に役立つ質の高い豊富な情報の提供に努めます。
- スマートフォン等の情報端末の普及に対応して、SNSを活用した情報発信を充実させて、町民との情報共有体制の強化を図ります。
- 各種災害などの緊急情報提供手段である防災行政無線の効果的な運用に努めます。
- 町民生活の利便性を高めるために、電子申請システムなどの双方向情報交換基盤の整備に努めます。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
町公式LINE※の登録者数	1,548人 (令和6年12月)	2,000人

※LINE(ライン)：SNSの一種で、パソコンやスマートフォンなどで利用することができる。

(8) 公害・環境対策

■ 町の現況

本町は山林・河川・農地などの環境が調和して、人々の生活と密接に関わって、良好な環境が維持されています。

この環境を維持するために、本町では、町内の事業者と公害防止協定及び自然環境保全協定を締結しています。

■ 課題認識

町民の価値観の多様化に伴って、物質的・精神的な豊かさに加えて、快適さを求める傾向が高まっており、恵まれた自然条件と都市近郊の立地を生かしたまちづくりを推進していくために、自然環境の保全を含めた公害の未然防止策を強化充実し、住環境の充実を図っていく必要があります。

■ 主な取り組み

- 公害の発生を未然に防止するために、公害防止協定の締結を図ります。
- 工場などの企業活動に伴う公害については、徹底した発生源防止対策と合わせて監視体制の強化を図ります。
- 廃棄物の不法投棄に関する意識啓発を行うとともに、監視カメラやパトロールなどの取り締まりを強化することにより不法投棄を撲滅します。
- 河川・ため池の水質環境の現況を把握するため検査を実施し、水質保全に努めます。
- 地球温暖化対策など、地球的視野にたった環境問題について、正しい知識・認識を普及するとともに、身近な環境問題に関する意識啓発に努めて、町民の自発的な活動を支援します。
- 町民・事業者・町などが協働して行う自然環境保全活動を推進して、環境教育・環境学習などを通じて環境問題に対する意識啓発を図ります。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
公害発生件数	0件 (令和5年度)	0件
不法投棄ゴミ処理業務実績	7件 (令和5年度)	3件

(9) 廃棄物処理の充実

■ 町の現況

本町の廃棄物処理は、黒川地域行政事務組合で行っています。

令和5年度の本町の廃棄物の排出量は、家庭系ごみが1,697t、事業系ごみが942tで、合計2,639tとなっており、前年度と比べると家庭系ごみが3.8%減少、事業系ごみが9.3%増大したことで、全体では0.5%増となっています。

本町では家庭用生ごみ処理機の導入補助などを通じて、廃棄物の排出量の低減の意識啓発を行っていることもあり、黒川地域行政事務組合を構成する他町村と比較すると、1人あたりの廃棄物排出量は最も少ない状況にあります。

表 令和5年度の廃棄物排出量

	年間総排出量 (t/年)			一人・一日あたり排出量 (g/人・日)		
	家庭系	事業系	合計	家庭系	事業系	合計
大郷町	1,697	942	2,639	615.8	341.8	957.6
大和町	6,487	3,354	9,841	635.1	328.4	963.5
大衡村	1,233	1,234	2,467	608.3	608.8	1,217.1

【出典】広域くろかわ（No.109、黒川地域行政事務組合）

※令和6年3月末現在住民基本台帳人口（宮城県企画部統計課）を用いて作成

※一人・一日あたり排出量は、閏年を考慮して算出（＝年間総排出量／人口／366日）

■ 課題認識

環境への負荷が軽減される循環型社会の形成に向けて、町民・事業者・行政などが各々の役割を担いながら廃棄物の排出抑制、リサイクルなどの推進に向けた更なる取組が求められています。

■ 主な取り組み

- 生活様式の多様化などによる廃棄物の増加に対応して、関係自治体や民間業者と連携して広域処理体制の充実を図ります。
- 廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用の取組について啓発・普及を促進します。
- 不法投棄防止のための啓発活動を充実して、関係機関と連携を図り不法投棄の防止に努めます。
- 災害時の廃棄物を処理するため、関係機関と連携を図り適切な処理に努めます。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
一人あたり家庭系廃棄物排出量	615.8g/人・日 (令和5年度)	515.8g/人・日

2. 健康寿命の延伸

町民が生きがいや豊かさを実感でき、心身ともに健やかに安心して暮らすことができるよう、①生活習慣病の発症予防と重症化予防、②健康を支え、守るための社会環境の整備、③ライフコースアプローチを踏まえた生涯にわたる健康づくりを重点項目として保健事業を推進します。

(1) 健康寿命の延伸

■ 町の現況

町民が生きがいや豊かさを実感でき、心身ともに健やかに安心して暮らすことができるよう、胎児期から高齢期の保健事業を推進しています。

本町の平均自立期間※は、令和5年度の時点で男性 78.1 歳、女性 83.4 歳となっており、宮城県の平均や国の平均と比較して、男性で2年、女性で1年程度短い期間であることが分かります。

表 高齢者の平均自立期間

年度	平均自立期間（要介護2以上の認定を受けるまでの期間）（年）							
	男				女			
	大郷町	県	同規模	国	大郷町	県	同規模	国
R1	78.6	79.8	79.1	79.6	84.6	84.3	83.9	84.0
R2	79.0	79.7	79.2	79.8	82.8	84.1	84.0	84.0
R3	77.5	79.7	79.2	79.9	82.5	84.2	83.7	84.2
R4	77.8	80.3	79.5	80.1	82.7	84.4	84.2	84.4
R5	78.1	80.3	79.3	80.0	83.4	84.2	84.1	84.3

【出典】大郷町保健福祉課

※平均自立期間：要介護2以上の認定を受けるまでの期間を「日常生活動作が自立している期間」として、その平均を算出したもの。健康寿命をあらわす指標の1つ。

■ 課題認識

ライフステージに合わせた心身機能の維持向上を図り、健康寿命の延伸を目指していく必要があります。

住民がより健康的な生活習慣を身につけられる、地域社会のつながりを含めた環境づくりと、自身の健康を見つめ、心身機能の維持向上を目指す意識を啓発していく必要があります。

生活習慣を改善し、生活習慣病などの発症を予防する一次予防とともに、発症した場合の重症化を防ぐ二次予防の取組が必要です。

■ 主な取り組み

- 健康づくりのための相談・講座・啓発を推進します。
- こころの健康を保つための相談・講座・啓発を推進します。
- がん検診や歯周病検診などの各種健（検）診の充実を図ります。
- 受診勧奨や重症化予防のための個別支援などを推進します。



健康づくりセミナー

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
平均自立期間(男性)	78.1 年 (令和 5 年度)	平均寿命※の増加分を上回る 健康寿命の増加
平均自立期間(女性)	83.4 年 (令和 5 年度)	平均寿命の増加分を上回る健 康寿命の増加

※平均寿命：0歳の人が、あと何年生きられるかを表した値。

(2) 医療の充実

■ 町の現況

本町が属する仙台医療圏は、患者が居住する医療圏内の医療機関で受診する割合が、外来 99%、入院 99%となっており、宮城県内の他圏域と比較して高い値となっています。休日、夜間の一次救急[※]も、黒川医師会の協力による在宅当番医制が整っています。しかし、町内には医療機関へのアクセスが不便な地区も存在しています。

※一次救急：比較的軽症の救急患者に対する医療。

(参考)

二次救急：入院治療を必要とする重症の救急患者に対する医療

三次救急：重症及び複数の診療領域にわたる重篤な救急患者に対する医療

■ 課題認識

急速な高齢化や生活習慣病等への罹患などによる医療を必要とする町民の増加や、多様化する医療ニーズに対応して、町民がいつでも安心して必要な医療を受けられるようにしていくために、地域の医療体制のさらなる充実に向けて、医療機関及び医療関係団体との医療提供体制の構築の更なる強化が求められています。

また、公共交通の確保施策との連携により、医療へのアクセスの改善を図る必要があります。

■ 主な取り組み

- 患者の症状や程度に応じた医療施設での受診ができるように、一次医療から三次医療[※]にわたる相互連携を強化して、医療体制の充実を図ります。
- 町内に存在する医療機関へのアクセスが不便な地区については、公共交通確保のための検討を進め、アクセスの改善を図ります。

※一次医療：通常みられる病気や外傷などの治療のみでなく、疾病予防や健康管理など、地域に密着した保健・医療・福祉にいたる包括的な医療のこと。主として地域の診療所や病院がその役割を担う。

二次医療：入院医療及び専門外来医療。主として地域の中核的病院がその役割を担う。

三次医療：特殊・先進的な診断を必要とする高度・専門的な医療。主として、特定機能病院や大規模病院などがその役割を担う。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
無医地区 [※] ・無医地区に準じる地区 [※] 数	0 地区 (令和4年度)	0 地区

※無医地区：医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を中心として、おおむね半径4 km 圏内に 50 人以上が居住している地区で、かつ容易に医療機関を利用することができない地区。

※無医地区に準じる地区：無医地区には該当しないものの、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区。

(3) 医療保障

■ 町の現況

我が国では国民皆保険制度を通じて世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を実現していますが、国民皆保険制度を支えるのが、国民健康保険制度です。

国民健康保険制度は、比較的に高齢者や低所得者の加入割合が高いこともあって、協会けんぽをはじめとしたほかの医療保険制度と比較して、財政基盤が極めて脆弱な状況にあります。

■ 課題認識

誰もが安心して医療を受けることができるように、国民皆保険制度を維持していく観点から、保険税の収納強化を図るとともに、保健事業の推進による疾病予防、医療費の給付適正化対策などを通じて、国民健康保険制度を適切に運用していく必要があります。

■ 主な取り組み

- 宮城県の国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険の健全な運営を図ります。
- 各種保健事業を効率的に実施するとともに、疾病予防のための特定健診、早期発見・早期治療のための各種健診を推進して、医療費の抑制を図ります。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
国民健康保険税収納率（現年分）	97.3% （令和5年度）	97.3%
特定保健指導実施率	72.4% （令和4年度）	75.0%
特定健康診査受診率	45.5% （令和5年度）	60.0%

(4) 介護予防事業の充実

■ 町の現況

医学の進歩や、関連技術の高度化に伴って、平均寿命と健康寿命が延びていますが、その差を縮小することが重要です。

令和2年の国勢調査では、本町の高齢化率は38.7%で、宮城県全体の28.1%と比較して10ポイント以上高く、高齢化の進んだ町であることが分かります。

本町の平均要介護期間を見ても、令和2年度の時点で男性2.5年、女性4.5年となっており、宮城県の平均や国の平均と比較して、男女ともに長い期間であることが分かります。

表 令和2年時点の平均要介護期間 (単位：年)

	男性			女性		
	大郷町	宮城県	国	大郷町	宮城県	国
平均寿命	81.5	81.7	81.5	87.3	87.5	87.6
平均自立期間	79.0	79.7	79.8	82.8	84.1	84.0
平均要介護期間	2.5	2.0	1.7	4.5	3.4	3.6

出典：大郷町保健福祉課

※平均要介護期間：平均寿命と平均自立期間の差、平均的な要介護2以上の状態の期間。

■ 課題認識

高齢化の進展に伴い、介護や生活支援を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、介護保険事業や高齢者福祉の充実・強化が求められています。

介護予防事業や認知症予防事業などに取り組むとともに、高齢者の生きがいづくりや社会参加、交流活動などを促進することにより、健康寿命の延伸を図ることによって、全ての高齢者が慣れ親しんだ地域で安心して暮らすことのできる環境づくりが必要です。

■ 主な取り組み

- 高齢者の通いの場の創出や普及展開に取り組むほか、健康づくり事業を推進して介護予防事業の充実に努めます。
- 高齢者の実態把握に努めて、地域の力を活用しながら、介護予防重視型事業の充実を図り、保健・医療・福祉が連携したケア体制の推進に努めます。
- 高齢者が自立した生活を継続できるように、大郷町地域包括支援センターを中心に総合相談・支援の充実を図り、「大郷町高齢者福祉計画」「大郷町介護保険事業計画」に基づき、高齢者保健福祉事業を推進します。
- 関係機関や関係団体と連携しながら、介護予防事業や介護予防相談、認知症予防事業などの推進を図ります。
- 認知症などの高齢者を取り巻く課題に対する町民相互の理解を深め、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症高齢者見守り事業などを通じて、地域で支えあう町民意識の醸成に努めます。

- 高齢者の在宅での生活を支援するために、高齢者在宅福祉事業などの事業の充実を図ります。
- 高齢者の社会参加活動を推進するとともに、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習を通じて健康増進活動や生きがいを高める機会の充実を図ります。
- 行政区や関係団体などと連携して、高齢者が生きがいをもって社会参加できる機会の創出に努めます。
- 高齢者がこれまでに培った知識や技能を生かす場として、ボランティア活動やシルバー人材センターの活動を支援します。
- 高齢者の買い物や趣味の活動などを支援するために、ふれあい号を運行して高齢者の移動・外出を支援します。



シルバー人材センター



高齢者外出支援事業「ふれあい号」

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
平均自立期間(男性)	78.1 年 (令和 5 年度)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
平均自立期間(女性)	83.4 年 (令和 5 年度)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

第6章

すすんできまりを守り互いに助けあう
和の町をつくります

1. 交通安全対策

■ 町の現況

令和6年12月末時点の本町の交通事故発生件数は7件で、令和5年同時期の22件を大きく下回る状況となっています。令和6年12月末時点の交通事故12件による死亡事故件数は1件で、重傷事故件数1件、軽傷事故件数5件となっています。

本町では、交通指導隊や交通安全協会などの協力を得て、街頭指導・交通安全教室・看板の設置など、交通事故防止のための啓発活動を実施するとともに、カーブミラー、標識などの交通安全施設・設備の整備を進めています。

■ 課題認識

自動車の安全装備の充実や医療技術の進歩に伴い、交通死亡事故は全国的にも減少傾向を見せていますが、ドライバー一人ひとりの安全運転に対する意識付けが重要であることから、交通安全に対する啓発活動を継続して、安全運転意識の向上を図る必要があります。

また、道路の危険箇所については計画的な安全対策・改良を行います。

■ 主な取り組み

- 交差点での街頭啓発活動などを行い、交通安全に対する意識の向上を図ります。
- 交通安全施設・設備を整備・更新します。
- 見通しの効かない交差点へのカーブミラーの設置など、道路交通上の危険箇所については計画的な安全対策・改良を行います。



交通安全街頭啓発活動

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
危険箇所の改良件数	0件 (令和6年度)	10件
死亡交通事故件数	1件 (令和6年)	0件

2. 防犯対策

■ 町の現況

令和6年12月末時点の本町の刑法犯の認知件数は25件で、その内訳を見ると、19件が窃盗犯であり、凶悪犯、粗暴犯などはともに1件、そのほかの刑法犯が4件となっています。

本町では、明るく住みよい町民生活を確保するために、防犯パトロール、防犯チラシの配布や子ども110番の家を設置するなど、犯罪の未然防止と防犯意識の向上のための運動を展開しています。

■ 課題認識

町民の生活スタイルの都市化により、近隣住民との関係性が希薄になりつつあるため、地域ぐるみの防犯活動を推進して、犯罪を発生させない環境づくりを進めていく必要があります。

■ 主な取り組み

- 防犯に対する町民の意識の向上を図り、地域防犯活動を推進します。
- 防犯組織の育成・強化を図ります。
- 防犯灯や街路灯、防犯カメラなどの防犯施設の整備を推進します。
- ^{まんまん}蔓延する特殊詐欺に対応して、被害防止チラシの配布や防犯講習会を実施します。



町内に設置された防犯カメラ

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
刑法犯認知件数	42件（令和5年）	0件
特殊詐欺認知件数	1件（令和5年）	0件

3. 消防・防災対策

■ 町の現況

本町の防火体制は、黒川地域行政事務組合消防本部と協力して、町民の理解を得ながら、消防団・女性防火クラブ・自主防災組織などの充実・強化を推進して、防火思想の向上と火災予防の徹底に努めるとともに、消火活動に支障がないように、防火水槽・消火栓などの整備を行っています。

防災については、東日本大震災や令和元年東日本台風などを教訓として、各種防災対策として災害用物資の備蓄の充実・強化、災害情報伝達体制の充実、自治体及び団体などとの連携、協力体制の強化に努めています。

また、令和元年東日本台風による被災経験を教訓に、「大郷町民防災の日（10月13日）」を定め、町民の災害に対する防災意識の高揚を図っています。

さらに、強靱な地域づくりに向けて、「大郷町国土強靱化地域計画」を策定し、平時から持続的に取組を展開しています。

■ 課題認識

町の人口減少や町民の高齢化などに伴い、消防団の団員は定数割れの状態が続いており、非常時における人員確保が懸念されています。

また、避難所が開設された場合の運営方法についても、ボランティアなどによる運営も検討しながらマニュアルの整備が必要とされています。

■ 主な取り組み

- 大郷町地域防災計画に基づき、各種災害の防止と防災体制の整備を図ります。
- 防災マップやハザードマップなどの更新・整備を図ります。
- 消防・防災に対する町民意識の向上を図ります。
- 消防・防災施設、設備の拡充を図ります。
- 消防団の加入促進を行うとともに、人員・装備の充実強化を図り、組織編制についても適宜見直しを行います。
- 自主防災組織の活動支援と育成強化に努めます。



消防団

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
火災発生件数	14件（令和5年）	0件
消防団団員充足率	81.6%（令和5年）	95.0%

4. 消費者問題対策

■ 町の現況

本町では消費者問題の発生に対応するために、専門的な知識を有した相談員を配置して大郷町消費生活相談室を設置しています。

相談員は、宮城県消費生活相談センター等の消費者行政関連機関と連携して、町民にとって身近な相談窓口として消費者問題の解決に向けた取組を行っています。

■ 課題認識

様々なメディアを利用した通信販売や新たな契約形態など、多様化する消費活動に対応するために、消費生活相談体制の強化と問題解決力の向上のため、消費生活相談室の充実を図る必要があります。

また、18歳を迎えた新成人に対する消費契約行為に関する知識啓蒙など、町民の消費者問題に対する知識の向上や悪質商法などによる被害防止のための広報活動を充実させる必要があります。



■ 主な取り組み

- 大郷町消費者生活相談室の利用促進を図り、消費生活相談員による町民の消費者問題解決支援を進めます。
- 消費生活相談員の問題解決力の向上と研鑽に努めます。
- インターネットなどを介した新たな消費生活行為に関する注意点に関する意識啓発など、被害予防のための広報を行い、町民の消費生活に必要な知識の向上を図ります。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
消費生活問題の相談件数	14件 (令和5年度)	10件

5. 行政サービス

■ 町の現況

人口減少社会における生産年齢人口の減少などに伴う厳しい財政状況の中で、行政機構の改編や職員定数の見直しを含めた定数管理の適正化、財政の健全化などを推進して、事務事業の整理合理化に努めています。

行政サービスを支える公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、供給量の適正化や既存施設の有効活用、効率的な管理運営を推進しています。

■ 課題認識

地方分権の進展により、事務事業が国から地方へ移管され、自己決定・自己責任による行財政運営が求められる中で、社会情勢の変化などに伴い町民ニーズも多様化しており、行政サービスの高度化やスピード感のある対応が求められています。

このため、町民に身近な行政サービスを担う職員としての心構えや、効率的で効果的な行政運営を行うための経営感覚を身につけて、時代の変化に対応できる人材の育成や事務事業の統廃合など計画的な組織運営を図っていく必要があります。

また、行政サービスの高度化・円滑化を図る観点から、DX対応を進めることが時代の要請となっています。

公共施設については、現有施設の維持管理の困難が想定されることから、施設の複合化・集約化を推進して、施設量の縮減を図るなど、持続可能な公共施設・公共サービスを実現する必要があります。特に役場庁舎については、まちづくりや防災上の重要な拠点となることから、町の将来を見据えて、町民の利便性やユニバーサルデザインなど、十分な役割と機能が発揮できる庁舎を整備していく必要があります。

■ 主な取り組み

- 時代の変化に対応する人材の確保・育成を積極的に推進します。
- 専門性の高い研修に積極的に職員を派遣して、実務能力の向上を図ります。
- 引き続き事務事業の整理合理化を図るとともに、既存システム改修や新たなシステム導入も検討します。
- 行政サービスのDX推進に対応するための環境整備に努めるとともに、デジタル人材の確保・育成やマイナンバーカードの普及促進・利用推進を図ります。
- 公共施設に関する個別施設計画を策定して、施設の適正な管理に努めます。
- 効率的で機能性の高い全ての人にやさしい庁舎の整備を目指します。
- 公共施設用地の確保に努めます。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
人事評価成績優秀者の分布率	－（実施準備中）	25%以上

6. 財政の効率的運営

■ 町の現況

令和4年度の一般会計決算の歳入は、町税が15億9千万円（全体の25.5%）、地方交付税が16億7千万円（全体の26.7%）となっています。

地方公共団体の財政力を示す財政力指数は0.48で、宮城県市町村の平均値である0.53を下回っており、比較的に財政力が弱い状況にあります。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率※は80.7%で、宮城県市町村の平均値である96.5%を下回っており、比較的に柔軟な財政構造を有していることが分かります。

表 本町の財政指標

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
財政力指数	大郷町	0.45	0.46	0.47	0.46	0.48
	県市町村平均	0.54	0.55	0.56	0.54	0.53
経常収支比率	大郷町	92.5%	92.7%	90.9%	82.2%	80.7%
	県市町村平均	95.6%	97.0%	96.6%	93.9%	96.5%
実質公債費比率	大郷町	9.6%	9.2%	8.8%	8.4%	8.3%
	県市町村平均	7.1%	6.4%	6.3%	6.5%	6.3%
将来負担比率	大郷町	8.2%	15.9%	—	—	—
	県市町村平均	37.8%	33.1%	30.4%	23.3%	18.7%

出典：地方公共団体の主要財政指標一覧、総務省

※経常収支比率：経常経費充当一般財源の額を経常一般財源総額で割った値（％）で、人件費や扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税や普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合のこと。経常収支比率が低いほど財政の弾力性が高いことを示すのに対して、高いほど財政が硬直化していることを示します。

■ 課題認識

人口減少や生産年齢人口の減少に伴う地方税収入の減少や、高齢化の進展に対応した扶助費支出の増加などにより、本町は極めて厳しい財政局面を迎えることが想定されることから、国・宮城県などの補助制度の活用や自主財源の確保に努めながら、行政コストの削減を図るなど、これまで以上に効率的な財政運営に取り組む必要があります。

また、行政と民間事業者の役割分担を適宜見直して、民間に委ねられる事業については民間の資本・ノウハウを活用したPPP／PFI事業※の導入などを推進することによって、行政コストの低減と地域の経済活動の活性化を図る必要があります。

※PPP／PFI事業：官民連携事業のこと。PPP（Public Private Partnership）は、行政と民間が協力して事業を進める、様々な手法を意味します。PFI（Private Finance Initiative）は、PPPの手法のひとつで、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資本とノウハウを導入して行う手法のこと。

■ 主な取り組み

- 自ら財政状況を分析するとともに、歳入歳出の状況や各種の財政指標などを公表して、中・長期的な財政計画を策定した上で、「大郷町財政計画」に基づいて財政構造の改善に努めます。
- 課税客体の正確な把握と適正な課税を行うとともに、引き続き納税意識の啓発に努めます。
- 持続可能な公共サービス・公共施設とするために、民間に委ねられる領域についてはP P P / P F I 制度の活用など、民間の資本・ノウハウの活用を検討します。
- 公共施設等の更新や統廃合、長寿命化などを計画的に行うことを目的とした「大郷町公共施設等総合管理計画」に基づいて、公共施設等の総合的なマネジメントを図ります。
- 公共施設・サービスの使用料・手数料などについて見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。
- 遊休町有地については適切な維持管理に努めるとともに、利活用の可能性について検討して有効活用・売却などに努めます。
- ふるさと納税や企業版ふるさと納税制度を活用して、自主財源の確保に努めます。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
経常収支比率	87.6% (令和5年度)	80%台を維持

7. 広域行政の推進

■ 町の現況

ひっ迫する行財政のなかで、行政需要に効率的に対応するため、黒川地域の1市2町1村で黒川地域行政事務組合を設立し、医療・消防・ごみ処理・し尿処理・火葬場などの共同事務を行っています。

また、近隣自治体及び各広域圏で組織する各種協議会などが連携して、圏域一体となって効率的かつ実効的な広域行政を推進するとともに、大規模な災害時の相互支援を目的に、平成24年には北海道清水町、山形県舟形町と、平成25年には東京都青梅市と災害時総合援助協定を締結して、圏域を越えて協力を行っています。

■ 課題認識

限られた財源と人的資源をもって多様化する行政ニーズに的確に対応するために、自治体の枠を超えた広域的な連携を今後も積極的に推進する必要があります。

■ 主な取り組み

- 近隣自治体や各広域圏との連携を深めて、広域的な課題解決のため、積極的に広域行政を推進します。
- 広域的な行政機能を有する黒川地域行政事務組合と連携しながら、町民に効率的な行政サービスを継続的に提供できるよう努めます。
- より広範な災害支援協定の締結と既存協定の充実強化、並びに協定先との連携強化に努めます。
- 災害時相互援助協定を締結している自治体との相互連携を継続、強化し、災害時の相互支援がさらに迅速に効果的に行えるよう努めます。

■ 施策指標

指標	計画策定時	計画目標
災害時相互援助協定数	3自治体 (令和5年度)	3自治体

第3部 総合戦略

第1章 人口ビジョン

第2章 総合戦略

第1章

人口ビジョン

1. 大郷町の将来展望

大郷町の目指す将来の戦略人口を以下のとおり設定します。

将来展望人口

2035 年（令和 17 年）：約 7,000 人

2045 年（令和 27 年）：約 6,300 人

2065 年（令和 47 年）：約 5,400 人

長期展望

出生率の低下に歯止めをかけることによって、2035 年の人口を 7,000 人、2065 年の人口を 5,400 人の維持及び人口構造の若返りを目指します。

① 出生率の上昇

宮城県の長期ビジョンにおける合計特殊出生率※に基づき、2030 年（令和 12 年）に合計特殊出生率が 1.6、2035 年（令和 17 年）に 1.8（希望出生率※）、2040 年（令和 22 年）に 2.07（人口置換水準※）を達成して、2040 年（令和 22 年）以降は 2.07 の維持を図ります。

② 雇用の場の確保による若い世代等と子育て世代の転出抑制

10 歳代後半～40 歳代の就労の希望を実現できる雇用環境を創出し、若い世代の就職に伴う転出の抑制を図ります。また、子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てをすることができる社会環境を実現することで、転出の抑制を図ります。

③ 地域の魅力を生かした交流の場の創出と移住・定住の促進

民間企業の資本とノウハウを活用しながら、人的交流を育むとともに、本町の特色である豊かな自然や観光資源などの地域の魅力を生かして、「住んでみたい」という気持ちを持ってもらうとともに、宅地開発やアパート整備、空き家等の活用による移住・定住の促進を図ることとします。

※合計特殊出生率：1 人の女性が一生に産む子どもの平均数。

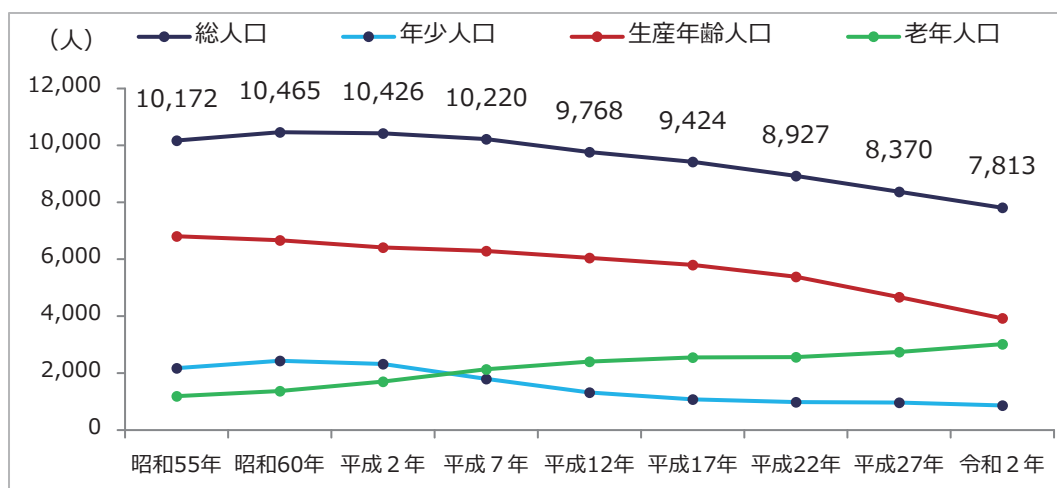
※希望出生率：結婚して子どもを産みたいという人の希望が叶えられた場合の出生率。

※人口置換水準：人口が減少も増加もしない均衡した状態となる出生率。

2. 大郷町における人口の推移

(1) 人口の推移

本町の人口は、昭和60年に10,465人でピークを迎えた後は、徐々に減少傾向に移行しており、令和2年の国勢調査では7,813人となっています。

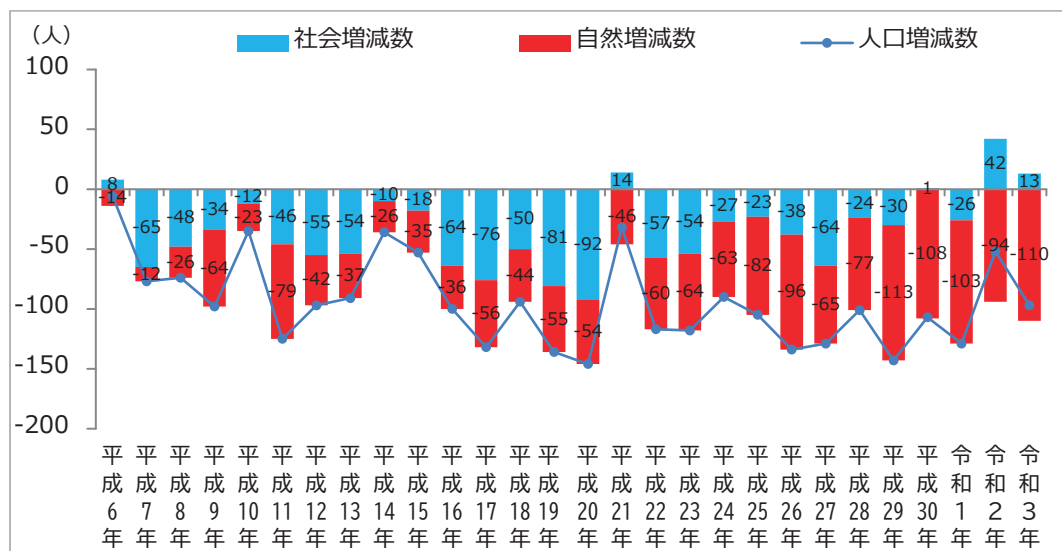


【出典】国勢調査

図 本町の人口の推移

(2) 人口の増減の内訳

人口の増減状況について詳細を見ると、出生者数よりも死亡者数が上回る自然減状態が続いていますが、近年は転入者数が転出者数を上回る社会増の状況も確認されています。

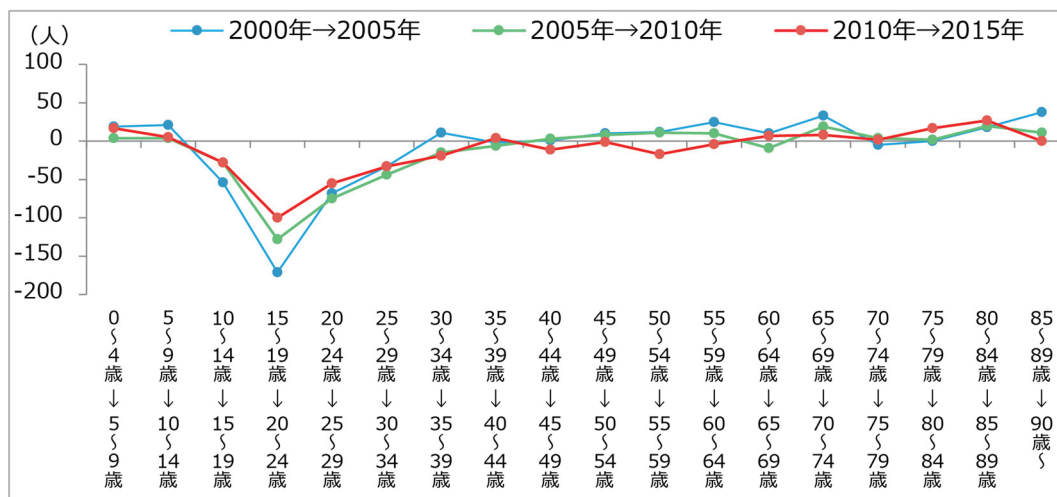


【出典】住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査（総務省）

図 人口の増減状況

(3) 社会増減の状況

社会増減の詳細を見ると、大学進学や就職等を契機とした若年層における人口流出が生じています。一方で、0～14歳の年少人口の転入が確認できることから、若年ファミリー層の転入が考えられます。



※P25「図 5歳階級別人口増減状況」を加工・再掲

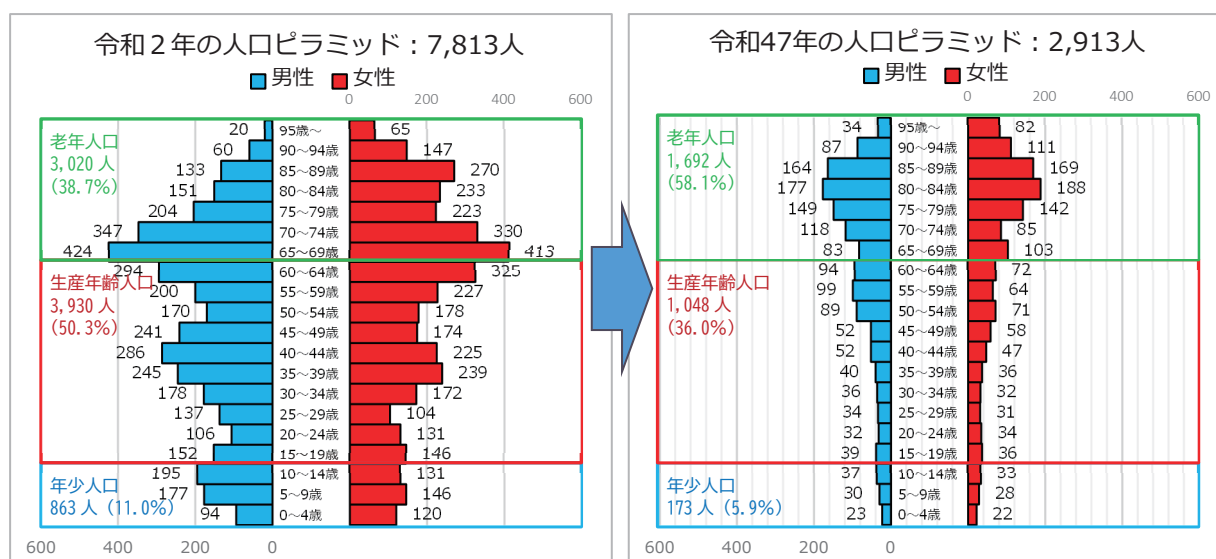
【出典】国勢調査

図 社会増減の状況

(4) 国立社会保障人口問題研究所による将来人口推計

国立社会保障人口問題研究所による将来人口推計結果を見ると、本町の人口は令和2年の7,813人から、令和47年には2,913人にまで減少するとされています。

人口構造を見ても、今後は更なる少子化・高齢化が進行することが想定されます。



【出典】 国立社会保障人口問題研究所による将来人口推計結果

図 国立社会保障人口問題研究所による将来推計人口ピラミッド

3. 目指すべき将来の戦略人口

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計を基に、出生率の向上及び交流人口の一部定住化を図ることによって、大郷町の目指す将来の戦略人口を以下のとおり設定します。

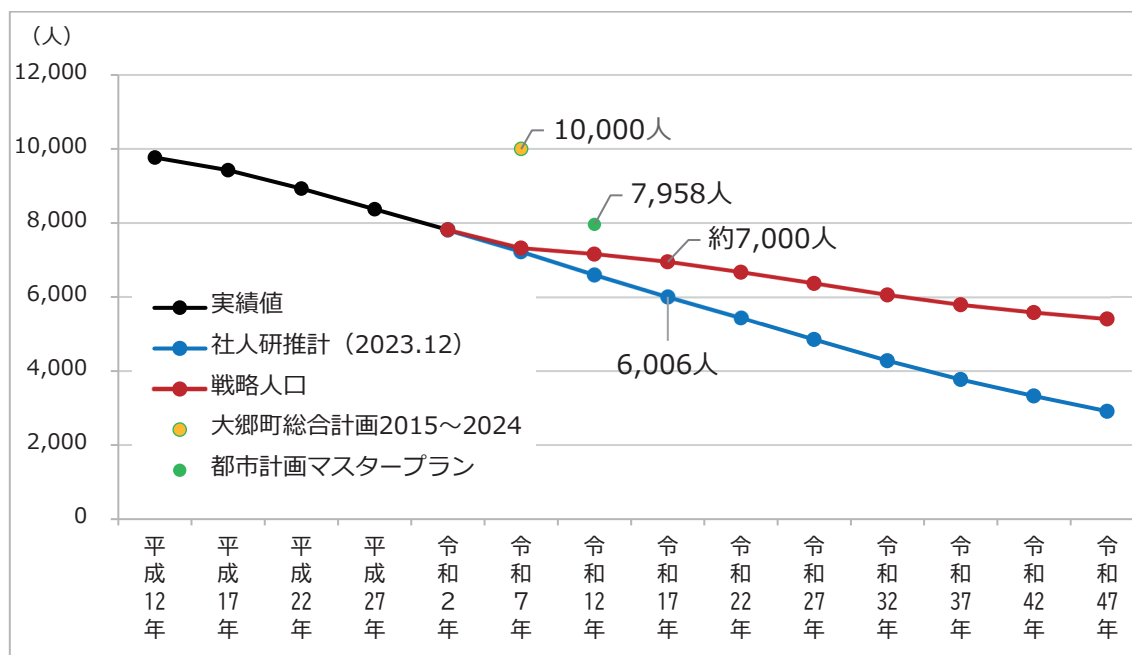


図 展望人口：将来推計値及び各種計画における目標人口

表 将来推計値及び各種計画における目標人口

推計区分	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)	令和42年 (2060)	令和47年 (2065)
総合計画 2015～2024 基準年:平成26年(2014) 8,698人	10,000 (2024)								
都市計画マスタープラン 基準年:令和2年(2020) 8,370人		7,958							
国立社会保障・人口問題研究所 市町村別人口推計 (2023年12月公表) 基準年:令和2年(2020) 7,813人	7,228	6,602	6,006	5,437	4,851	4,278	3,771	3,324	2,913
戦略人口※ 基準年:令和2年(2020) 7,813人	7,320	7,159	6,952	6,671	6,367	6,055	5,789	5,581	5,405

※以下の条件により、コーホート要因法を用いて町が独自に推計した将来人口です。

<条件>封鎖人口(出生と死亡だけの要因で人口が変化すると仮定した場合)

合計特殊出生率 令和12年「1.6」、令和17年「1.8(希望出生率)」、

令和22年以降「2.07(人口置換水準)」 開発人口を10年間で350人見込んだ場合。

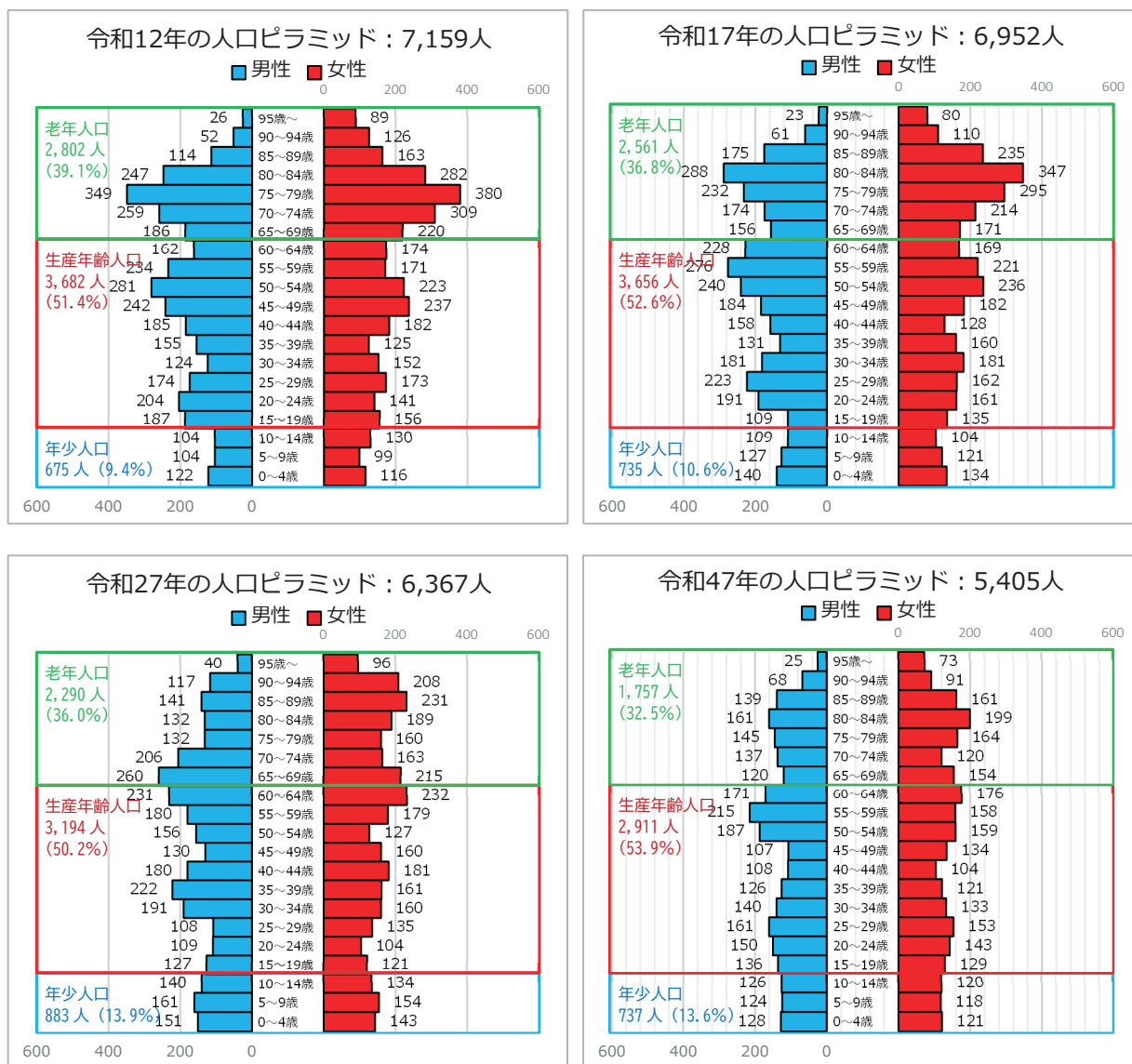


図 本計画における目標人口と人口構造

表 年齢3区分別人口の将来推計値

区分	実績値	独自推計			
	令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和27年 (2045年)	令和47年 (2065年)
年少人口 (0～14歳)	863 人 (11.0%)	675 人 (9.4%)	735 人 (10.6%)	883 人 (13.9%)	737 人 (13.6%)
生産年齢人口 (15～64歳)	3,930 人 (50.3%)	3,682 人 (51.4%)	3,656 人 (52.6%)	3,194 人 (50.2%)	2,911 人 (53.9%)
老年人口 (65歳以上)	3,020 人 (38.7%)	2,802 人 (39.1%)	2,561 人 (36.8%)	2,290 人 (36.0%)	1,757 人 (32.5%)
合計	7,813 人	7,159 人	6,952 人	6,367 人	5,405 人

※ 戦略人口による年齢3区分別人口

第2章 総合戦略

1. 総合戦略について

(1) 総合戦略策定の趣旨

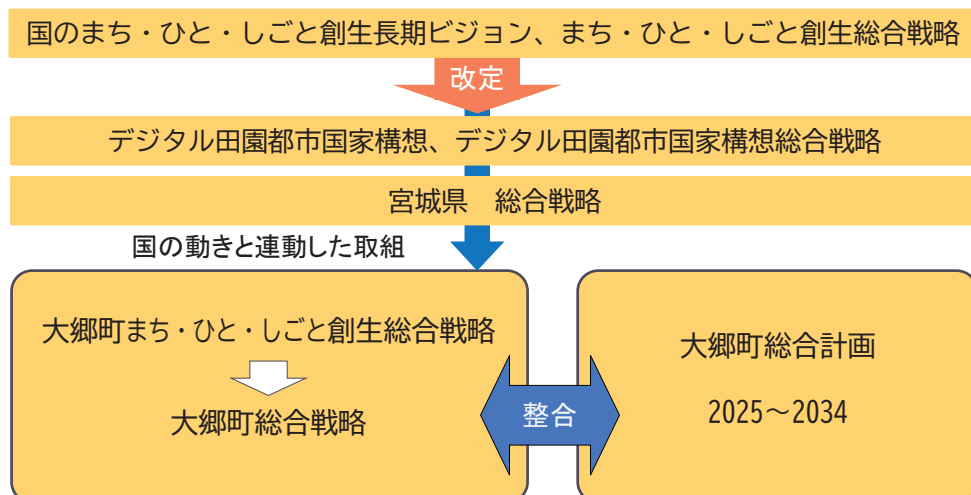
我が国は、少子高齢化の進行とともに、かつて経験したことがない人口減少時代を迎えており、地方の過疎化や生産年齢人口の減少による地域産業の衰退、経済規模の縮小といった深刻な課題が顕在化しています。このような中で、人口減少を克服し、将来にわたり活力ある日本社会を維持するために、国では平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年12月に人口の将来展望を示した長期ビジョンとその実現に向けた総合戦略を策定しました。

本町においても、平成28年2月に2060年までの人口の将来展望を示した「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び、その着実な取組の推進のために「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定め、令和2年3月には「大郷町総合計画 2015～2024」の後期基本計画への改訂と同時に、「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をそれぞれ第2期計画に改定しました。

しかしながら、本町の人口減少は歯止めがかからない状況にあり、新型コロナウイルス感染症の拡大は、デジタル・オンラインの活用を加速化させた一方で、地域経済のみならず人口減少や少子高齢化にも多大な影響をもたらしました。

このような中で、国では「デジタル田園都市国家構想※」という新しい旗の下でデジタル技術の活用による地域課題の解決や魅力向上といった地域活性化の加速化・深化を目指して「第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂して、令和4年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

本町においても、国の動きと連動して、これまでの地方創生の取組にデジタルの力を活用するなど、時代の変化やニーズに的確に対応した取組を推進する必要があります。このため、「大郷町総合計画 2025～2034」の策定に合わせて、今後5年間の政策の方向性や具体的な施策を示す第3期の「総合戦略」を策定します。



「総合戦略」に位置付けられた施策は、「大郷町総合計画 2025～2034」に位置付けられた施策と重複するものがありますが、両計画を実現するために注力する施策となります。また、施策のなかには特に注力すべき重点施策が位置付けられています。

※デジタル田園都市国家構想：「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」という国の構想。

(2) 総合戦略の対象期間

総合戦略の対象期間は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間とします。

(3) 総合戦略の評価・検証体制

評価・検証の客観性・妥当性を担保するために、PDCAサイクル（計画⇒実行⇒評価⇒改善）による評価・検証の仕組みを維持することとします。

2. 総合戦略策定に係る基本的考え方

(1) 大郷町総合計画ほか既存計画等との整合性に配慮

総合戦略は、本町の最上位計画である「大郷町総合計画 2025～2034」を始めとした既存計画との整合性を図るものとします。

また、「大郷町総合計画 2025～2034」基本計画で位置付けられた施策のうち、総合戦略でも取り組む施策を整理します。そのなかには特に注力すべき重点施策が位置付けられており、総合戦略においても取り組みます。

(2) 町民等との協働推進

総合戦略の策定及び地方創生を効率的・効果的に推進していくために、町民代表による大郷町政策審議会、産業界・行政機関・教育機関・金融機関等により構成される会議体を引き続き設置することで、広く関係者の意見を取り入れ、町民と行政の協働による総合戦略の策定と施策の推進を図ります。

(3) 成果指標と効果検証

総合戦略では、戦略に盛り込む政策分野ごとに基本目標を設定し、具体的な施策を記載するものとして、客観的な「重要業績評価指標（KPI）」を設定するものとします。

また、総合戦略の進捗状況を政策分野ごとの基本目標や「重要業績評価指標（KPI）」の達成度を検証して、改善する仕組みを構築して、計画⇒実行⇒評価⇒改善というPDCAサイクルを確立して、戦略の着実な実施を図るとともに、施策・事業の効果を検証して、必要に応じて総合戦略の見直しを行います。

3. 総合戦略の施策体系

(1) 基本目標

国の総合戦略の趣旨や本町の人口ビジョンを踏まえて、本町の人口減少に歯止めを掛け、町内での雇用を確保し、大郷町総合計画に示す「住民とともに未来を拓(ひら)くまち」の実現に向けて、基本目標を次のとおり定め、施策を推進します。

目標	施策
【基本目標 1】 稼ぐ地域をつくるとともに安心して働けるようにする	① 魅力的な雇用環境の創出 ★ ② 地場産業の振興 ③ 農業の振興 ★ ④ 商業の振興 ⑤ 工業の振興
【基本目標 2】 大郷町への新しいひとの流れをつくる	① 若者を中心とした定住の促進 ★ ② 観光の振興 ③ 官民連携による地域活性化の推進
【基本目標 3】 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	① 少子化対策・子育て支援
【基本目標 4】 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる	① 行政サービス ★ ② 交通安全対策 ③ 防犯対策 ④ 消防・防災対策
【横断的目標 1】 多様な人材の活用を推進する	① 地域コミュニティ支援 ② 生涯学習の充実
【横断的目標 2】 デジタル実装による地域課題の解決	① 快適な生活環境の構築 ② 若者を中心とした定住の促進 ★ ③ 行政サービス ★

★ 総合計画における重点施策

4. 具体的な施策と重要業績評価指標

基本目標 1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

本町が持続可能な地域社会を形成する観点から、若者が就職を志望した際に、検討の対象と成り得る魅力的な雇用環境の創出が喫緊の課題となっています。

数値目標	基準値	目標値
事業所数	402 事業所 (令和元年)	410 事業所

【出典】 基準値：令和元年経済センサス-基礎調査（総務省）

(1) 具体的な施策

施策① 魅力的な雇用環境の創出 ★

本町の地域特性に合致した産業や優良企業の誘致に努めるとともに、地域に根差した農業・商業・工業においても、魅力的な雇用環境となるように産業構造の変革・強化を促進します。

施策② 地場産業の振興

開発センターを拠点とした新商品開発や、観光と連携した新たな販売・流通の確保、安定供給を可能とする生産体制及び事業体としての自立経営の確立を進めます。

施策③ 農業の振興 ★

農地の集約化を図るとともに、農業法人の設立・経営支援やスマート農業の推進など、若者にとって魅力的な就業先と成り得る農業への変革を促進します。

また、民間企業の資本とノウハウを活用しながら、官民連携による地域活性化の取組等を進めることによって、新たな農業のあり方を模索し、就農人口の拡大を図ります。

施策④ 商業の振興

近隣自治体の商業施設の充実やインターネットショッピングなどの新しい流通・購買形態に対応しつつも、町民生活を支える観点から商業者・商工会との協働により、既存の商業基盤の強化と新たな商業施設の誘致を図ります。

施策⑤ 工業の振興

宮城県や関係機関などとの連携を強化して、各種支援制度等の情報を積極的に提供するなど、立地企業の支援・育成と工業用地の確保に努めます。

★ 総合計画における重点施策

(2) 重要業績評価指標(KPI)

数値目標	基準値	目標値
企業誘致に向けた企業訪問数	20 社 (令和 5 年度)	25 社
農地の集約化の面積	490.8ha (令和 5 年度)	520.0ha

基本目標 2 大郷町への新しいひとの流れをつくる

様々な交流の機会を通じて、大郷町の関係人口※の増大を図り、移住・定住希望者に分かりやすい情報の開示と支援策を実施するとともに、町内の定住希望者の期待に応える環境づくりを推進することにより、大郷町への新しい人の流れをつくります。

数値目標	基準値	目標値
空き家の解消件数	15 件 (令和 1～5 年度)	22 件

※関係人口：「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、「居住地が別の地域にあるが、その地域や地域住民に魅力を感じて多様な関わりを持つ人」のことで、地域づくりの担い手となることが期待されています。

(1) 具体的な施策

施策① 若者を中心とした定住の促進 ★

就業支援や民間事業者等と連携した良質な住環境の整備並びに空き地・空き家の利活用など、若者が本町で生活できる環境整備を進めます。

施策② 観光の振興

町民・企業・地域コミュニティなどの各種団体が協働して地域の魅力を分かりやすく発信することによって、本町への誘客を図るとともに、滞在して経済活動を行う環境の整備を促進します。

施策③ 官民連携による地域活性化の推進

官民連携による「都市住民と町民との交流促進」「町内農業者等との協力・連携」などを推進することにより、地域の活性化を図ります。

★ 総合計画における重点施策

(2) 重要業績評価指標(KPI)

数値目標	基準値	目標値
観光誘客に向けた情報発信件数	282 件 (令和 5 年度)	300 件

基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

国や宮城県の推し進める少子化対策と連携して、若者が地域で生活できる環境整備に努めるとともに、結婚を希望する未婚者を応援する取組を進めて、安心して妊娠・出産ができる環境整備、保育サービスの充実による仕事と子育ての両立支援、子育ての不安を解消するための相談体制の充実など、全ての子育て家庭を支える取組を進めます。

数値目標	基準値	目標値
合計特殊出生率	1.20 [※]	1.60

【出典】 基準値：平成30年～令和4年人口動態保健所・市区町村別統計の概況（人口動態統計特殊報告）
（厚生労働省）

※令和2年を中心とした平成30年～令和4年の人口動態統計（確定数）の出生数及び死亡数、並びに令和2年国勢調査による日本人人口を基に厚生労働省が算出して公表している値です。

(1) 具体的な施策

施策① 少子化対策・子育て支援

安心して妊娠・出産ができる環境整備、保育サービスの充実による仕事と子育ての両立支援、子育ての不安を解消するための相談体制の充実など、全ての子育て家庭を支える取組が求められています。

(2) 重要業績評価指標(KPI)

数値目標	基準値	目標値
婚活情報の情報発信件数	116件 (令和5年度)	120件
乳児健康診査受診率	93% (令和5年度)	100%

基本目標 4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

様々な観点からの住民サービスを充実させることにより、移住・定住の受け皿をつくりながら、総合的な生活利便性を確保し、住みやすい街の実現に向けて努力します。

数値目標	基準値	目標値
社会動態による住民異動数	+42 人 (令和 2 年)	延べ+230 人
死亡交通事故件数	0 件 (令和 5 年度)	0 件
火災発生件数	14 件 (令和 5 年度)	0 件

(1) 具体的な施策

施策① 行政サービス ★

庁内の申請・承認手続きの円滑化や、広報・広聴の充実により町民の利便性向上を図る観点から、行政業務のDX対応を推進します。

施策② 交通安全対策

交通安全に対する意識啓発を図るとともに、交通安全施設・設備の整備・更新を推進します。

施策③ 防犯対策

警察署・防犯協会などの防犯関係団体との連携による地域防犯活動を推進するとともに、町民の安全確保と犯罪の未然防止を図るため、防犯施設の整備・拡充を推進します。

施策④ 消防・防災対策

大郷町地域防災計画に基づき、総合的な消防・防災対策を図り、防災意識の向上に努めます。

★ 総合計画における重点施策

(2) 重要業績評価指標(KPI)

数値目標	基準値	目標値
交通安全に関する街頭指導回数	9 回 (令和 5 年度)	12 回
警察と連携した防犯講習会の開催	0 回 (令和 5 年度)	1 回
消防団団員充足率	81.6% (令和 5 年)	95.0%

横断的目標 1 多様な人材の活用を推進する

町民みんなが活躍する地域社会の推進に向けて、地域におけるコミュニティの形成に努めます。

数値目標	基準値	目標値
地域コミュニティ組織※に加入している地区数	18 地区 (令和 5 年度)	22 地区

※令和 5 年度末時点で大谷東部、粕川、大松沢の 3 つのコミュニティ組織があり、合計 18 の行政区がいずれかに属し、域内での共同活動を企画・運営しています。

(1) 具体的な施策

施策① 地域コミュニティ支援

地域コミュニティについては、その存在意義を再認識するとともに、効率的な運営と持続的な活動を支援して男女共同参画型の住民参加を促進します。

施策② 生涯学習の充実

地域に継承された文化に対する興味関心の喚起と、参加した町民が等しく生きがいにつながるような文化活動への支援に努めます。

また、町民が生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習のまちを築くために、町民ニーズに対応した、多彩な学習メニューの充実を図るなど総合的な基盤づくりを推進します。

スポーツを楽しみながら健康増進が図られるように、スポーツを通じた生きがいづくりや地域コミュニティの育成を支援します。

(2) 重要業績評価指標(KPI)

数値目標	基準値	目標値
生涯学習フェスティバル参加者数	400 人 (令和 5 年度)	600 人

横断的目標 2 デジタル実装による地域課題の解決

地方活性化を図るには、地方の経済・社会に密接に関係する様々な分野において、デジタルの力を活用し、社会課題の解決や魅力向上を図ることが必要とされており、本町においても新しい技術領域の活用等により地域課題の解決に努めます。

数値目標	基準値	目標値
マイナンバーカード取得率	76.5% (令和6年9月末)	90%

(1) 具体的な施策

施策① 快適な生活環境の構築 ★

町民の利便性と福祉の向上を図るため、住民バスを主体とした地域交通体系の充実に加えて、ライドシェア制度やデマンド型交通、及び公共交通に導入し得る新たなデジタル技術の活用によって、継続的かつ総合的な公共交通体系の確立を目指します。

施策② 若者を中心とした定住の促進 ★

新型コロナウイルス感染症の流行等を背景として定着した、テレワーク等の新しい働き方を実現する環境整備を通じて、転職することなく自然豊かな本町での生活を可能とする環境が整いつつあることから、積極的な環境整備に合わせて移住促進を図ります。

施策③ 行政サービス ★

安全・安心で利便性の高いデジタル社会の実現に向けて、基本的な条件となるマイナンバーカードの取得を促進します。

★ 総合計画における重点施策

(2) 重要業績評価指標(KPI)

数値目標	基準値	目標値
デジタル技術に対応した公共交通の路線数	0 路線 (令和5年度)	4 路線
公共施設のフリーWi-Fi 導入施設数	2 施設 (令和5年度)	5 施設
配付物のデジタル配信数(種類)	2 種類 (令和5年度)	10 種類

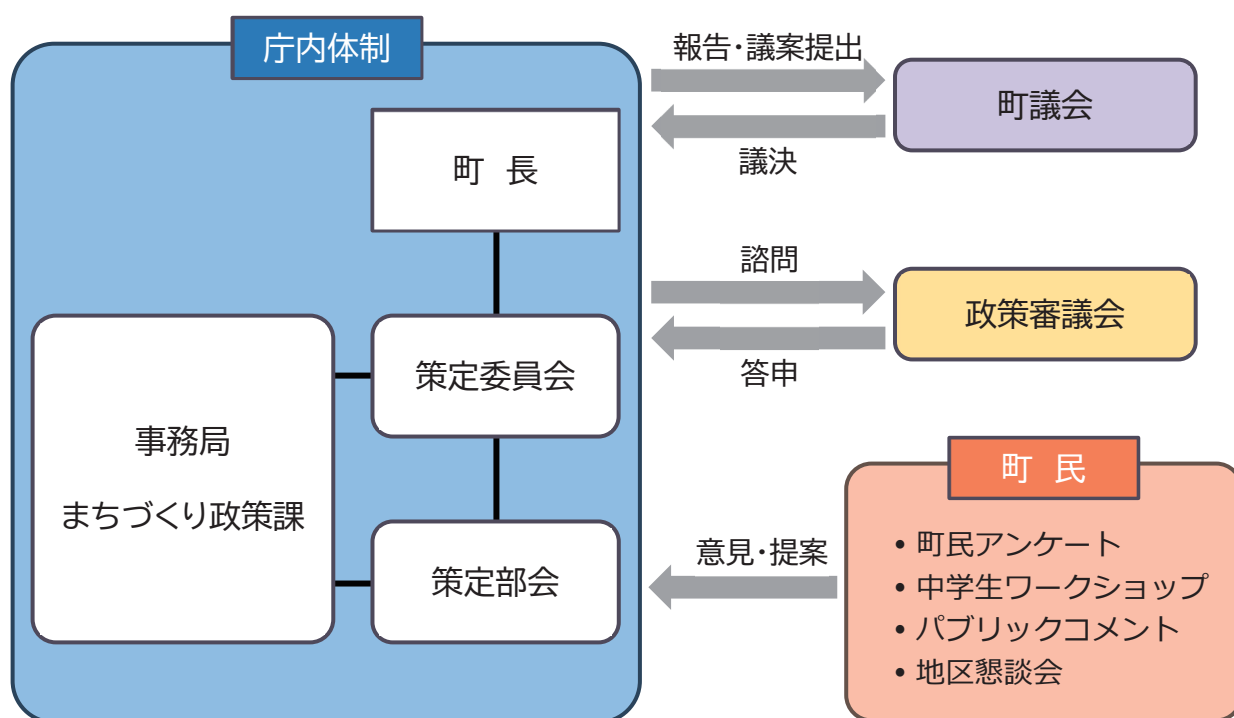
資料編

- 策定組織
- 策定経過
- 住民意向調査結果
- 用語解説

資料

策定組織

【策定体制図】



資料

策定経過

令和5年	12月	12～29日	●住民アンケート調査の実施 住民視点からの町の評価、将来展望等の聴取
令和6年	2月	19～21日	●庁内ヒアリング調査の実施 現計画の進捗状況整理、課題事項の抽出
	9月	3日	●第1回大郷町総合計画策定委員会の開催 総合計画改訂試案についての協議
		18日	●第1回大郷町総合計画策定部会の開催 総合計画改訂試案についての協議
		25日	●町長から大郷町政策審議会に諮問 大郷町総合計画について
	10月	9日	●第1回大郷町政策審議会の開催 総合計画改定試案についての協議
	11月	6日	●中学生ワークショップの実施 町と自身の将来に関する意見聴取
		15日	●第2回大郷町総合計画策定部会の開催 総合計画改訂素案についての協議
	12月	19日	●第2回大郷町総合計画策定委員会の開催 総合計画改訂素案についての協議
		24日	●第2回大郷町政策審議会の開催 総合計画原案についての協議
	令和7年	1月	8日 ●大郷町議会全員協議会への説明 総合計画原案の説明・意見聴取
		10日～	●パブリックコメントの実施
		2月2日	総合計画原案について町民から意見聴取
		20～29日	●地区懇談会の開催（4回開催） 総合計画原案の説明・意見聴取
	2月	10日	●第3回大郷町総合計画策定委員会の開催 総合計画原案についての協議
		13日	●第3回大郷町政策審議会の開催 総合計画案についての協議
		18日	●大郷町議会全員協議会への説明 ●総合計画案の説明・意見聴取
		19日	●大郷町政策審議会から町長に答申 大郷町総合計画について
	3月	6日	●大郷町議会において可決

資料

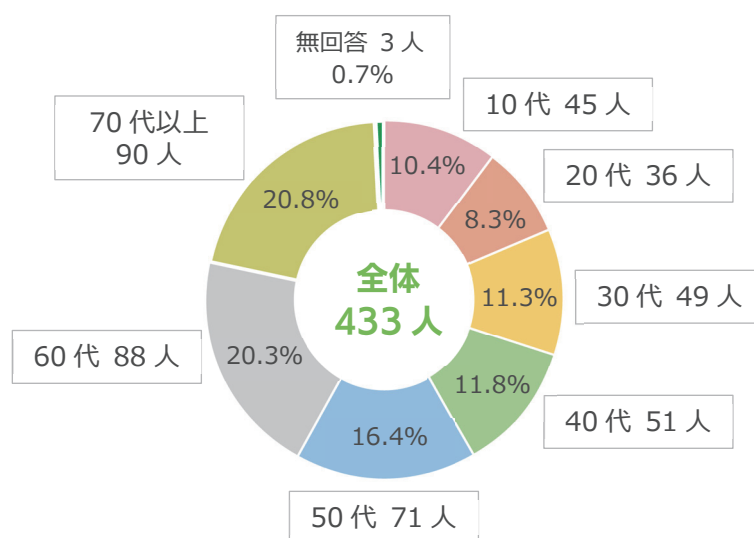
住民意向調査結果

1. 住民意向調査の概要

本計画の改訂にあたり、住民意向を把握して、計画に反映させる観点から以下の要領で住民意向調査を実施しました。

実施期間	令和5年12月12日（火）から令和5年12月29日（金）まで
実施方法	無記名式アンケート調査（郵送、WEB回答併用）
対象者	1,500人に調査票を郵送した後に、町ホームページ及びLINEを通じて町民全体に参加を要請
回収件数	433件 内 郵送回答数：287件 WEB 回答数：146件

アンケート回答者の年代別割合



2. 主な回答結果

住民意向調査の結果において得られた、主要なテーマについて掲載します。

(1) 大郷町に「自分のまち」として愛着を感じていますか

「感じている」「どちらかといえば感じている」との回答が全体の60%を占めており、回答者の年代別に見ても、10歳代から70歳以上まで、概ね同様の結果となっています。

	感じている	感じている どちらか といえば	どちらか とも 言えな い	感じている どちらか もない といえば	感じていない	無回答
全 体	28.6%	31.4%	19.6%	10.2%	9.5%	0.7%
10歳代	15.6%	46.7%	13.3%	8.9%	15.6%	0.0%
20歳代	36.1%	30.6%	13.9%	8.3%	11.1%	0.0%
30歳代	16.3%	26.5%	22.4%	14.3%	20.4%	0.0%
40歳代	21.6%	37.3%	19.6%	9.8%	9.8%	2.0%
50歳代	31.0%	28.2%	22.5%	11.3%	7.0%	0.0%
60歳代	27.3%	27.3%	27.3%	10.2%	8.0%	0.0%
70歳以上	43.3%	30.0%	13.3%	8.9%	3.3%	1.1%
無回答	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%

(2) 大郷町が「住みやすい」と思いますか

「住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」との回答が若干上回る結果となっています。回答者の年代別に見ると若年層で「住みにくい」とする傾向が強いことが分かります。

	住 み や す い	住 ど み ち や ら す か い と い え ば	い ど ち ら と も い え な	住 ど み ち に ら か い と い え ば	住 み に く い
全 体	11.8%	22.2%	26.8%	23.8%	14.8%
10歳代	4.4%	6.7%	22.2%	33.3%	33.3%
20歳代	16.7%	19.4%	25.0%	22.2%	16.7%
30歳代	8.2%	14.3%	30.6%	24.5%	22.4%
40歳代	5.9%	21.6%	27.5%	27.5%	17.6%
50歳代	12.7%	23.9%	23.9%	25.4%	12.7%
60歳代	10.2%	20.5%	31.8%	29.5%	8.0%
70歳以上	18.9%	36.7%	24.4%	11.1%	7.8%
無回答	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%

(3) 大郷町に「住み続けたい」と思いますか

「住みたい」「どちらかといえば住みたい」との回答が半数を占めて、「住みたくない」とする回答を圧倒する結果となりました。

回答者の年代別に見ると 10 歳代で「住み続けたい」とする意見が比較的に少数となっていますが、それでも 10 歳代の概ね 4 分の 1 は「住み続けたい」としていることが分かります。

	住 み た い	住 ど み ち ら か と い え ば	い ど ち ら と も 言 え な	住 ど み ち ら か と い え ば	住 み た く な い	無 回 答
全 体	25.4%	24.5%	31.4%	9.7%	6.5%	2.5%
10歳代	8.9%	15.6%	37.8%	15.6%	17.8%	4.4%
20歳代	30.6%	11.1%	41.7%	8.3%	5.6%	2.8%
30歳代	12.2%	26.5%	44.9%	10.2%	6.1%	0.0%
40歳代	17.6%	31.4%	27.5%	13.7%	7.8%	2.0%
50歳代	29.6%	23.9%	28.2%	11.3%	4.2%	2.8%
60歳代	20.5%	27.3%	35.2%	9.1%	5.7%	2.3%
70歳以上	42.2%	27.8%	18.9%	4.4%	3.3%	3.3%
無回答	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(4) 現計画の施策に対する「満足度」と「期待度」について

「大郷町総合計画 2015～2024」に掲載された施策分野に対する「現状の満足度」と「今後の期待度」についての回答結果を分析して、「満足度が低く、期待度が高い」優先度の高い施策分野を確認した結果、「公共交通の確保」「企業誘致の促進」「工業の振興」「医療の充実」「定住の促進」等の施策分野の優先度が高いことが確認されました。

	偏差値			プライオリティ (期待度－満足度)
	満足度	期待度		
農業の振興	43.9	44.5	1 公共交通の確保	34.0
地場産業の振興	45.3	46.1	2 企業誘致の促進	31.6
企業誘致の促進	26.8	58.4	3 工業の振興	26.3
商業の振興	33.3	49.5	4 医療の充実	25.4
工業の振興	29.7	56.0	5 定住の促進	21.1
観光の振興	35.0	48.8	6 少子化対策・子育て支援	19.1
生涯健康の確保	64.2	58.1	7 商業の振興	16.2
医療の充実	41.5	66.9	8 観光の振興	13.8
医療保障	56.1	60.0	9 道路網の整備	13.4
介護予防事業の充実	55.2	59.9	10 上級学校進学への支援	12.9
児童・ひとり親家庭福祉	56.7	50.1	11 計画的な土地利用の促進	10.7
心身障がい者（児）福祉	56.9	51.8	12 防災対策	5.2
幼児教育	64.1	60.7	13 市街地整備	4.8
義務教育	63.4	61.5	14 介護予防事業の充実	4.7
上級学校進学への支援	47.1	60.0	15 学力向上対策	4.5
学力向上対策	50.9	55.4	16 医療保障	4.0
社会教育の充実と生涯学習の推進	54.7	49.1	17 財政の効率的運用	2.4
地域文化の振興	53.3	29.7	18 地場産業の振興	0.9
社会体育の振興	52.7	32.5	19 農業の振興	0.6
国際交流の振興	47.3	21.9	20 義務教育	-2.0
交通安全対策	59.7	51.9	21 幼児教育	-3.3
防犯対策	56.0	61.2	22 公共施設の効率的運営	-4.9
消防・防災対策	64.0	53.3	23 心身障がい者（児）福祉	-5.1
消費者問題対策	57.7	38.1	24 社会教育の充実と生涯学習の推進	-5.6
地域コミュニティ支援	56.4	26.9	25 生涯健康の確保	-6.1
少子化対策・子育て支援	39.1	58.2	26 児童・ひとり親家庭福祉	-6.7
定住の促進	39.2	60.3	27 広域行政の推進	-7.0
計画的な土地利用の促進	40.3	51.1	28 行政サービス	-7.1
道路網の整備	42.5	55.8	29 上水道の整備	-7.3
公共交通の確保	28.7	62.7	30 交通安全対策	-7.8
情報通信基盤の整備	56.2	43.1	31 公園・緑地整備	-8.2
上水道の整備	61.1	53.7	32 下水道の整備	-8.2
下水道の整備	61.0	52.7	33 消防・防災対策	-10.7
市街地整備	44.7	49.5	34 情報通信基盤の整備	-13.1
公園・緑地整備	51.1	42.9	35 公害・環境対策	-14.7
廃棄物処理の充実	57.6	42.5	36 廃棄物処理の充実	-15.1
公害・環境対策	57.3	42.6	37 消費者問題対策	-19.6
行政サービス	51.3	44.2	38 社会体育の振興	-20.2
財政の効率的運用	45.7	48.1	39 地域文化の振興	-23.6
公共施設の効率的運営	48.4	43.5	40 国際交流の振興	-25.5
広域行政の推進	53.6	46.6	41 地域コミュニティ支援	-28.5

高

低

資料

用語解説

あ行

か行

◆ 関係人口

「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、「居住地が別の地域にあるが、その地域や地域住民に魅力を感じて多様な関わりを持つ人」のことで、地域づくりの担い手となることが期待されています。

◆ グリーン・ツーリズム事業

農村と都市が相互に補完し合い、共生していくことにより国土の均衡ある発展を目指すことを基本として、「緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動」を推し進める農林水産省の事業。

◆ 経常収支比率

経常経費充当一般財源の額を経常一般財源総額で割った値（％）で、人件費や扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税や普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合のこと。経常収支比率が低いほど財政の弾力性が高いことを示すのに対して、高いほど財政が硬直化していることを示します。

◆ ゴールデンエイジ

9歳から12歳頃の神経系の発達がほぼ完成し、動きの巧みさを身につけるのに最も適している時期のこと。また、一生に一度だけ訪れる、あらゆる動作を短時間で覚えることのできる習得時期として重要視されています。

◆ 公営企業会計

事業収入を主な財源として独立採算の原則により、水道・下水道・病院等の特定の事業を経理する会計のこと。公営企業会計は、現金の収入支出のみを把握する一般会計と異なり、その企業活動を正確に把握するため、「お金の出入り」と「財産の増減」を一緒に見る事ができる複式簿記を採用しています。

◆ 合計特殊出生率

1人の女性が一生に産む子どもの平均数。

◆ 高度情報化

新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの従来のマスメディアが担っていた、「多くの人々に情報を拡散させる」という一方通行の情報伝達から、インターネットやコンピュータネットワークがもたらした、双方向・大容量・即時性の情報伝達によって、いつでも、どこでも、誰でも情報を発信・アクセスすることのできる状況がもたらされることのこと。

◆ 高度電子機械産業

半導体製造装置、半導体デバイス、医療機器、太陽光発電、ロボット、宇宙航空機、平面型ディスプレイ製造装置、有機 E L 等の比較的に高度な技術領域にある電子機械に関わる産業のこと。

◆ こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。

◆ 個別施設計画

公共施設等総合管理計画に基づいて、施設類型毎のマネジメント方針を定めた計画。

◆ 希望出生率

結婚して子どもを産みたいという人の希望が叶えられた場合の出生率。

さ行

◆ 情報モラル教育

学習指導要領で定められた「情報モラル＝情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」について、各教科の指導の中で身につけさせること。

◆ 人口置換水準

人口が減少も増加もしない均衡した状態となる出生率。

◆ 石綿セメント管

石綿（アスベスト）が含まれる水道管を「石綿セメント管」のこと。

◆ ゾーン 30 プラス

生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、最高速度 30km/h の区域規制のほか、大型車の通行禁止、一方通行等の交通規制の実施と、ハンプなどの道路整備を組み合わせる方法。

た行

◆ 地域おこし協力隊

総務省が所管する取組の 1 つで、人口減少や少子高齢化などの課題を抱える地方自治体が都市部などから人材を受け入れる制度のこと。主な役割としては、概ね 1 ～ 3 年間の任期中に、地方や過疎地域等に移住し、実際にそこで暮らしながら地域ブランドや地場商品の開発や販売、P R 等、農業や林業、水産業への従事、地域住民の支援など、地域への協力活動を行うこととされています。

◆ 地域未来投資促進法

地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的とする法律。市町村・都道府県が作成した「基本計画」に基づき、事業者が作成する「地域経済牽引事業計画」を都道府県知事が承認し、施設等の新設・増設や設備投資を行う場合に、税制などの優遇措置の支援が受けられます。

◆ デジタル田園都市国家構想

「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」という国の構想。

◆ デマンド型交通

予約型の運行形態の輸送サービスで、予約する利用者に応じて運行する時刻や経路が変わる交通方式のこと。

な行

は行

◆ プレ・ゴールデンエイジ

3歳から8歳頃までの、神経系統が著しく発達し、体内に様々な神経回路が張り巡らされていく時期。

◆ 平均寿命

0歳の人、あと何年生きられるかを表した値。

◆ 平均自立期間

要介護2以上の認定を受けるまでの期間を「日常生活動作が自立している期間」として、その平均を算出したもの。健康寿命をあらわす指標の1つ。

◆ 平均要介護期間

平均寿命と平均自立期間の差、要介護2以上の状態の平均的な期間。

ま行

◆ 無医地区

医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を中心として、おおむね半径4km圏内に50人以上が居住している地区で、かつ容易に医療機関を利用することができない地区。

◆ 無医地区に準じる地区

無医地区には該当しないものの、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区。

や行

◆ 遊休町有地

町が所有する土地の中で、何にも利用されずに放置されている土地のこと。

◆ 遊休農地

「かつて農地だったが現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性も低い土地」や「農地ではあるけれど周辺の農地と比較した時に利用の程度が著しく低い土地」のこと。

◆ ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できることを目指した建築(設備)・製品・情報などの設計(デザイン)のことであり、またそれを実現するためのプロセス(過程)。

ら行

◆ ライドシェア

一般ドライバーが自家用車で乗客を有償で運ぶサービス。

◆ ライフコースアプローチ

成人の疾病の原因を胎児期や幼少期から、人生をどのような環境で過ごし、どのような軌跡をたどってきたのかという要因で説明しようとする考え方。

わ行

英数

◆ 一次医療

通常みられる病気や外傷などの治療のみでなく、疾病予防や健康管理など、地域に密着した保健・医療・福祉にいたる包括的な医療のこと。主として地域の診療所や病院がその役割を担う。

◆ 一次救急

比較的軽症の救急患者に対する医療。

◆ 二次医療

入院医療及び専門外来医療。主として地域の中核的病院がその役割を担う。

◆ 二次救急

入院治療を必要とする重症の救急患者に対する医療。

◆ 三次医療

特殊・先進的な診断を必要とする高度・専門的な医療。主として、特定機能病院や大規模病院などがその役割を担う。

◆ 三次救急

重症及び複数の診療領域にわたる重篤な救急患者に対する医療。

◆ DX(デジタル・トランスフォーメーション)

情報通信技術を活用して、人々の生活をより良い方向に変化させること。自治体におけるDXは、行政手続のデジタル化や行政内部のデータ連係などを通じて、住民の利便性向上と業務効率化を図ること。

◆ **G I G A**スクール構想

児童・生徒 1 人 1 台の情報端末を小中学校に配備し、教育 I C T 環境を整備する取組。

◆ **L I N E**(ライン)

S N S の一種で、パソコンやスマートフォンなどで利用することができる。

◆ **S N S**(ソーシャルネットワーキングサービス)

文字情報や画像の交換や音声通話を通じて、人の社会的な関係を維持・促進するオンラインサービス。大郷町では LINE、YouTube、X (旧 twitter)、Instagram に公式アカウントを有しており、パソコンやスマートフォンなどで利用することができる。

◆ **U ・ J ・ I**ターン

大都市圏から地方へ移住し就職することを「Uターン」「Jターン」「Iターン」という。地元に戻ることが「Uターン」、地元近郊の地方へ行くことが「Jターン」、縁のない地方へ行くことが「Iターン」という。

◆ **P P P**／**P F I**事業

官民連携事業のこと。PPP (Public Private Partnership) は、行政と民間が協力して事業を進める、様々な手法を意味します。PFI (Private Finance Initiative) は、PPP の手法のひとつで、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資本とノウハウを導入して行う手法のこと。



大郷町総合計画
令和7年3月

大郷町 まちづくり政策課
〒981-3592 宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎 5 番地の 8
Tel : 022-359-5537 Fax : 022-359-3287